



見守り



助け合い



地域共生!

またきゅうプラン

北九州市地域福祉活動第六次計画
2021~2025



話し合い



ふれあいネットワーク



社会福祉法人

北九州市社会福祉協議会



ごあいさつ

～北九州市地域福祉活動

第六次計画策定にあたり～

私たち北九州市社会福祉協議会は、『みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり』を基本理念として、みんなで考え、話し合い、協力しながら、地域が抱える様々な福祉問題を解決していく取り組みを進めています。

近年、少子高齢化や核家族化の進行に伴い、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、地域における住民同士のつながりの希薄化や地域課題の複雑・多様化が懸念されています。また、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、本市にも大きな影響を及ぼし、市民の生活様式だけでなく、地域福祉活動のあり方についても、変化を求められる事態となりました。

このような状況の中、住民、関係機関・団体が協働して地域福祉を推進していくための指針となる「地域福祉活動第六次計画」を策定しました。

本計画では、私たちが進める地域福祉活動の大切な3つの視点－「見守り」、「話し合い」、「助け合い」－を持ち、住民が抱える困りごとを見つけ、話し合い、解決するしくみの充実を目指すこととしています。

本計画の実現は、国全体で進めている「地域共生社会」の実現や「SDGs」の達成にもつながると考えています。行政計画である「北九州市の地域福祉2021～2025」とも連携し、住民の皆様や各関係機関・団体の皆様、社会福祉協議会、行政が地域福祉の担い手となり、それぞれの期待される役割を果たし、「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を進めていきたいと思ひます。

この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました総合企画委員会委員の皆様をはじめ、ご意見をお寄せいただきました住民の皆様、関係者の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和3年3月

社会福祉法人北九州市社会福祉協議会

会長 垣迫 裕俊

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 国の動向	2
3 地域福祉とは	7
4 計画の位置付け	8

第2章 地域福祉の現状と課題

1 地域を取りまく現状	10
2 北九州市の地域福祉の現状と課題	20

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念	37
2 基本目標	37
3 取り組みの基本方針	38
北九州市地域福祉活動第六次計画体系図	39

第4章 基本項目と取り組み内容

基本目標 Ⅰ 福祉の風土を広げ、地域の困りごとに気付く力を高めよう	41
基本目標 Ⅱ 住民、関係機関・団体のネットワークで、困りごとを話し合おう ..	49
基本目標 Ⅲ 一人ひとりの困りごとを助け合おう	57

第5章 計画の推進と評価

1 計画の進行管理	69
2 計画の評価と考え方	69
3 社会福祉協議会の推進体制	72

参考資料	73
------------	----

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、高齢者、障害のある人、児童などの属性に応じた公的制度が発展し、専門的な支援が提供されてきました。

しかしながら、近年、少子高齢化や人口減少、地域・家庭・職場といった人々の生活領域における支え合いの基盤の脆弱化に伴い、複数分野の課題を抱え、包括的な支援を必要とする個人や世帯が浮き彫りとなってきました。属性ごとに整備された従来の『縦割り』制度では対応が難しくなっているのが現状です。

そこで、制度・分野ごとの『縦割り』や「支える側」「支えられる側」という関係を超えた「人と人とのつながり」を再構築することで、様々な困難に直面した場合でも、孤立せず、その人らしい生活を送ることができる「地域共生社会」の実現が求められ、社会福祉法の改正をはじめ、様々な施策が創設されています。

本会では、「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を基本理念として、計画的に地域福祉を推進するために、平成6年度から「地域福祉活動計画」を策定し、地域住民や社会福祉の関係者が互いに協力して、地域社会の福祉課題を解決する取り組みを進めてきました。

平成28年度からの第五次計画では、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」や企業の社会貢献活動とも連携した「ふれあいネットワーク活動推進事業」の充実・強化、ボランティア・市民活動の振興、課題を抱えた人たちを支援する地域福祉人材の育成や福祉教育の推進、地域生活課題の解決に向けた相談体制の強化などに取り組みました。

第六次計画においては、行政と社会福祉協議会が一体となって本市の地域福祉を進めていくために、「北九州市の地域福祉2021～2025」（北九州市地域福祉計画）と整合性を図りながら、校(地)区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、NPO・ボランティア団体のほか、社会福祉法人や企業、保健・医療・教育などの関係機関などが協働して、民間の立場から行政計画を推進するという地域福祉活動計画の責務と使命を果たし、「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」の実現をめざします。

北九州市地域福祉活動計画の推移

期	計 画 名 称	計 画 期 間
第一次	北九州市地域福祉活動計画 ～ふれあいネットワークプラン21～	平成6～11年度
第二次	新・北九州市地域福祉活動計画 ～100万人のふれあいプラン!!～	平成12～17年度
第三次	北九州市地域福祉活動計画第三次計画 ～市民発!ふくしプラン～	平成18～22年度
第四次	北九州市地域福祉活動第四次計画 ～住民ふくしの元気プラン2011～2015～	平成23～27年度
第五次	北九州市地域福祉活動第五次計画 ～住民ふくしの元気プラン2016～2020～	平成28～令和2年度

2 国の動向

1 地域共生社会の実現

少子高齢化や人口減少、世帯の小規模化、住民同士のつながりの希薄化等、私たちを取り巻く社会の状況は大きく変化しています。同時に家族や地域社会との関係が希薄な「社会的孤立」や介護と育児の問題を同時に抱える等の「複合的な課題」など、既存の支援制度では対応が難しい「制度の狭間の問題」が増えています。

こうした中、平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、地域を基盤にした支え合いが注目され、「地域共生社会」の実現が盛り込まれました。

「地域共生社会」とは、制度・分野の枠、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会です。

2 SDGsの理念を踏まえた地域福祉の推進

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27年の国連サミットで採択された世界の開発目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のため、「貧困をなくそう」や「すべての人に健康と福祉を」、「住み続けられるまちづくりを」など17のゴール、169のターゲットから構成されています。

北九州市は、平成30年に国から「SDGs未来都市」に選定され、「北九州市SDGs未来都市計画」を策定しています。これまでのSDGsの取り組みとしては、地域（自治会等）やNPOなど多様な主体による課題解決を行うワークショップなどが実施されています。

【参考】持続可能な開発目標（SDGs）の概要

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



ロゴ：国連広報センター作成

3 「地域共生社会」の実現に向けた社会福祉法の改正

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備に向けた社会福祉法の改正が行われました。

(1) 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による③解決が図られることを目指す旨が明記されています。

(2) この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民が身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整を行う体制
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

(3) 地域福祉計画の充実

市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置付けられました。

社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（令和3年4月施行）

4 障害者差別解消法の制定

平成28年4月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行され、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止し、「合理的配慮」の提供が求められています。

～合理的配慮とは？～

合理的配慮は、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別の方法を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

出典:内閣府「リーフレット『合理的配慮』を知っていますか？」

5 生活困窮者自立支援制度の創設

平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」として包括的な支援を行うための制度が創設されました。

平成30年10月に法改正が行われ、①生活困窮者の尊厳の保持、②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた包括的・早期的な支援、③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備を行うことが明確化されました。

6 成年後見制度の利用促進

平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、平成29年3月に国の成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。計画の中では、「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」、「不正防止の徹底と利用しやすさの調和」に取り組むこととされています。

7 社会福祉法人の地域貢献活動の促進

平成29年4月施行の改正社会福祉法により、全ての社会福祉法人に対して、「地域における公益的な取組」の実施が求められました。これにより、社会福祉法人の持つ専門性やノウハウ等を活かし、地域団体と連携した多様な取り組みが期待されています。

8 新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した持続可能な活動の推進

令和2年5月4日の新型コロナウイルス感染症専門家会議からの提言により、「新しい生活様式」の実践が示されました。「新しい生活様式」では身体的距離の確保、マスク着用・手洗いの徹底、「3つの密」（密閉、密集、密接）の回避が求められ、私たちの日常生活に身近な「地域福祉」においても、「新しい生活様式」に配慮した持続可能な活動を行う必要があります。

3 地域福祉とは

私たちが暮らす地域には、子どもから高齢者まで、また障害のある方や外国人の方など様々な人が暮らしています。地域との関わり方はそれぞれ異なりますが、誰もが地域を生活の拠点としています。一人ひとりが地域で様々な人々と共に暮らし、関わり合う中で、みんなが安心して自分らしく幸せに生活できる地域社会が求められています。

「地域福祉」とは、一人ひとりが地域において、安心して暮らすことが出来るよう、地域住民や公私の社会福祉関係者が互いに協力して地域の困りごと（地域生活課題）の解決に取り組む考え方です。

「社会福祉法」は、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努めなければならないと定めています。支援を必要とする人たちが地域社会の一員として日常生活を営み、様々な活動に参加する機会を得ることが出来るよう、地域福祉を推進することの重要性が法に明記されたことは、これからの社会福祉の方向性を改めて示したと言えます。

北九州市社会福祉協議会が地域のみなさんとともに推進してきた「地域福祉」の実践としては、地域の支援を必要とする人たちを見守り、支え合う「ふれあいネットワーク活動」（小地域福祉活動）や、高齢者の移動をボランティアが支援する「シルバーひまわりサービス」をはじめとするボランティア・市民活動などがあります。地域福祉の人材の育成や参加促進においては、社会福祉ボランティア大学校や年長者研修大学校の運営を担ってきたほか、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や生活困窮者自立相談支援事業に取り組み、個々の福祉課題の解決を目指してきました。また、災害ボランティアセンター設置・運営訓練や災害ボランティア養成講座の開催など、震災や風水害といった近年多発している災害に備えるための福祉救援体制づくりも進めてきました。（第2章にて詳説）

「地域福祉」は社会福祉協議会だけで実践できるものではありません。包括的な支援体制の構築や社会福祉施設の「地域における公益的な取組」など、住民や民生委員・児童委員、社会福祉施設、行政などの関係機関・団体が協働し、連携していくことが必要です。

4 計画の位置付け

1 計画の性格

(1) 地域社会の福祉課題解決のための多様な主体による行動計画

この計画は、地域社会の様々な福祉課題を解決するために、住民や地域関係団体が将来の見通しを持って計画的に活動しようとするための行動計画です。

(2) 住民に身近な小地域を原点とする計画

この計画は、住民に最も身近な小地域と、そこに住む人たちの「生活」を支えることを活動の原点とする計画です。

※本計画では、小地域とは北九州市にある155の校(地)区社会福祉協議会の活動区域を指します。

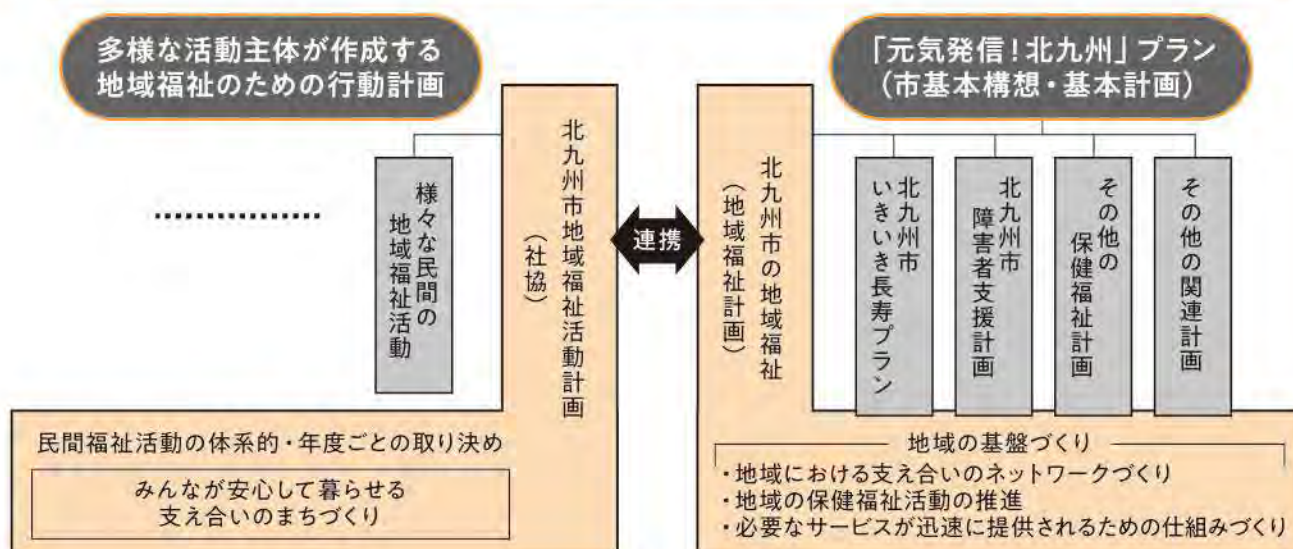
(3) 社会福祉協議会の活動指針となる計画

この計画は、社会福祉協議会が地域福祉推進の中核的な団体としての方針を長期的に明らかにする性格を有した計画です。

(4) 行政計画を行政と協働して促進する計画

この計画は、住民や関係団体の行動計画であると同時に、「北九州市の地域福祉2021～2025」(北九州市地域福祉計画)を民間の立場から協働して促進するための計画です。

【「北九州市地域福祉活動計画」と「北九州市地域福祉計画」との関係】



2 計画の期間

2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）までの5カ年間とします。

「北九州市の地域福祉2021～2025（北九州市地域福祉計画）」との整合性を図るため、地域福祉計画の5カ年と同期間とします。

また、計画の期間中に、地域を取り巻く状況などに大きな変化があれば見直しを行います。

3 計画の推進主体

この計画は、社会福祉協議会が中心となって、地域住民の主体的な参加のもと、構成団体をはじめ地域福祉に関係のある機関・団体と協働しながら計画的に進めるものです。

第2章 地域福祉の現状と課題

1 地域をとりまく現状

1 少子高齢化の状況

(1) 高齢化の状況

住民基本台帳による本市の総人口は令和2年3月31日現在946,338人であり、そのうち65歳以上の高齢者人口は290,873人となっています。総人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は30.7%であり、市民の約3.3人に1人が高齢者となっています。

今後もさらに高齢化は進行し、令和27年には高齢化率が37.8%、市民の2.6人に1人が高齢者になると予想されています。（図表1）

また、65歳以上の高齢者人口と15～64歳の生産年齢人口の比率を見ると、昭和45年には1人の高齢者に11.8人の生産年齢人口がいたのに対して、令和元年には1.9人の生産年齢人口となっており、大幅に減少しています。（図表2）今後、少子高齢化の進行とともに支え手とされる生産年齢人口の割合はさらに低下していくと予想されます。このことから、年齢にかかわらず、地域に暮らす人それぞれが持てる力を生かして、積極的に地域で活動していくことが求められているといえます。

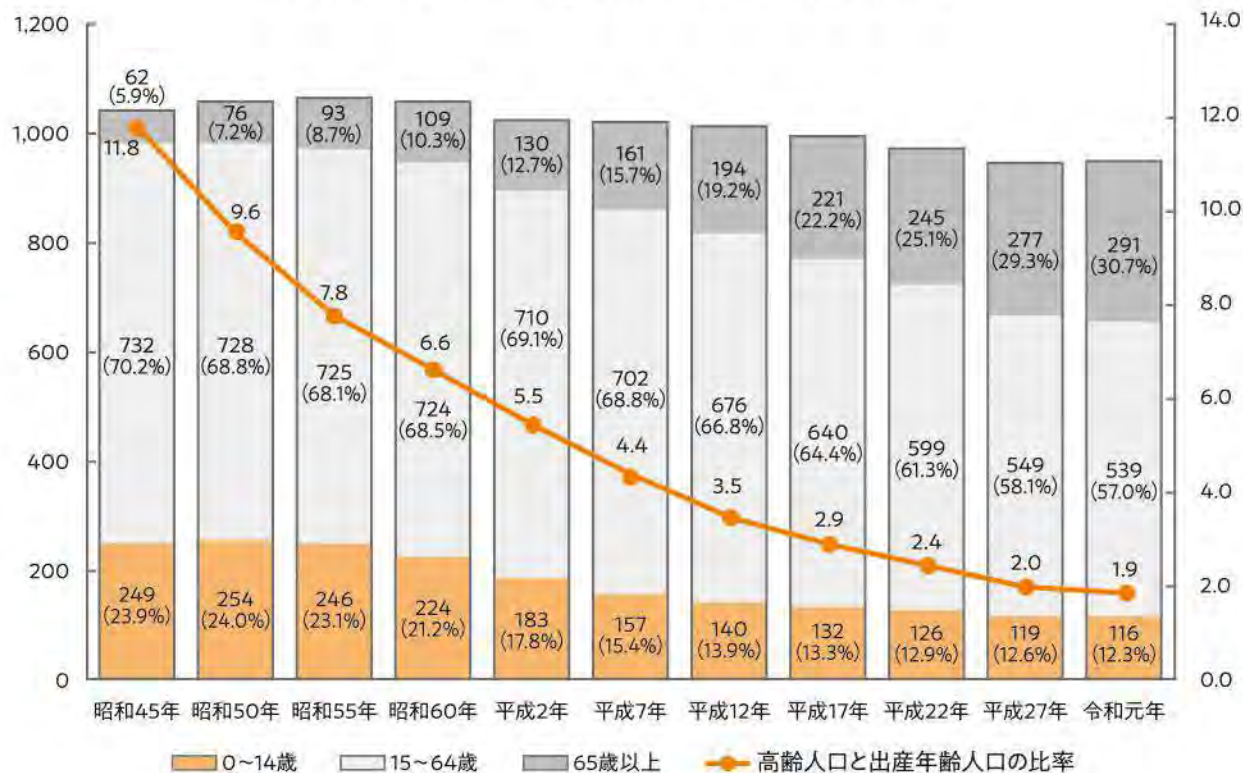
図表1 高齢化率の推移



※平成27年までは総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）、令和2年は北九州市が住民基本台帳（令和2年3月31日現在）

全国が総務省統計局「人口推計（令和2年4月1日現在（概算値）」令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所の中位推計（平成30年推計）

図表2 年齢三区分の人口の推移（北九州市）



※平成27年までは総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）、令和元年は住民基本台帳（令和2年3月31日現在）

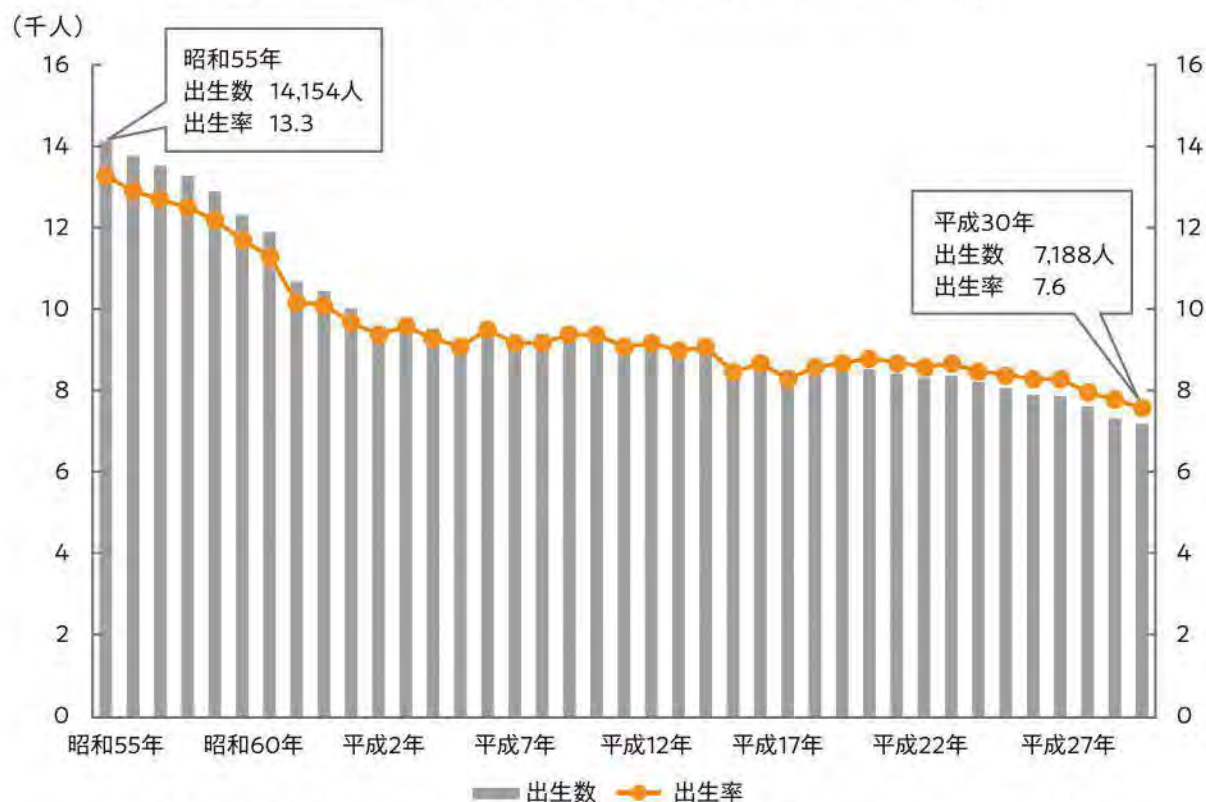
(2) 少子化の状況

本市の平成30年の出生数は7,188人、出生率（人口千対）は7.6（全国7.4）となっており、過去最低値を更新し続けています。（図表3）

また、合計特殊出生率（女性が一生の間に生むと推定される子どもの数）は1.61（全国1.42）となっており、過去最低となった平成17年からわずかに上回っていますが、依然として人口置換水準（人口が長期的・安定的に維持される合計特殊出生率の水準。標準的な水準は2.1前後）を大きく下回る状況が続いており、このままでは人口は減少し続けることになります。（図表4）

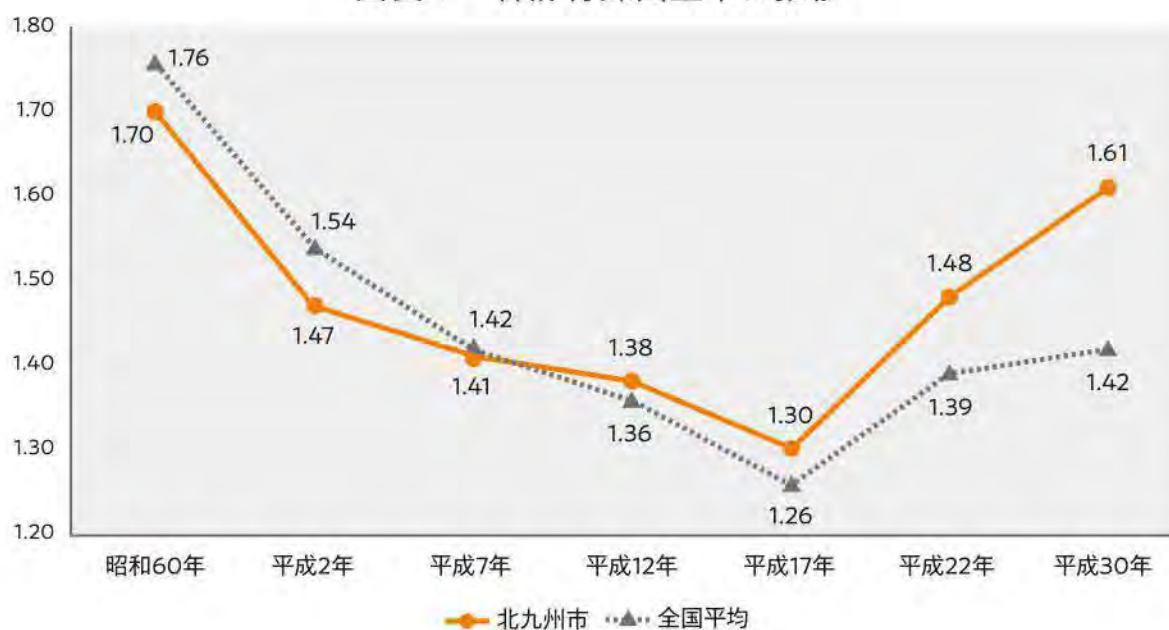
本市においては、令和元年11月に策定した「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」により、様々な子育て支援施策を実施することとしていますが、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支えていく必要があります。

図表3 子どもの出生率・出生数の推移（北九州市）



※平成27年までは北九州市保健福祉局「衛生統計年報」、平成28年は北九州市保健福祉局地域リハビリテーション推進課集計、平成29年以降は北九州市保健福祉局医務薬務課集計

図表4 合計特殊出生率の推移



※北九州市は平成27年まで、北九州市保健福祉局「衛生統計年報」、平成28年は北九州市保健福祉局地域リハビリテーション推進課集計、平成29年以降は北九州市保健福祉局医務薬務課集計 全国は厚生労働省「人口動態統計」

2 要介護認定者・障害のある人などの状況

(1) 要介護認定者・認知症高齢者の状況

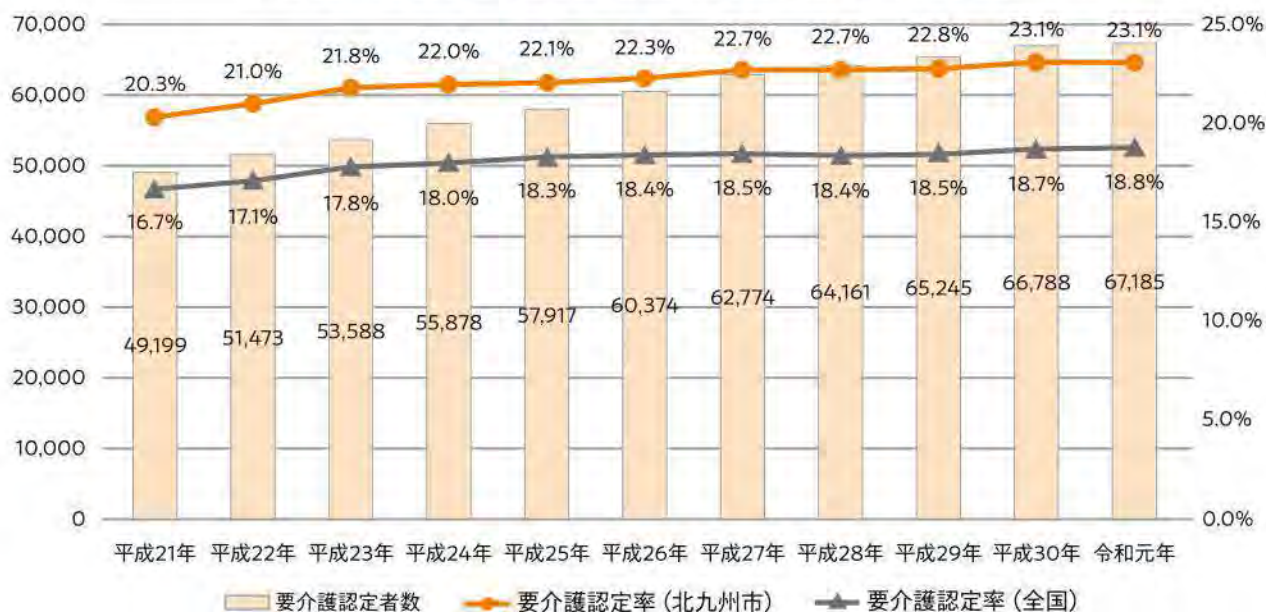
平成12年4月の介護保険制度創設以降、要介護認定者数（要支援及び要介護の認定を受けている人の数）や、要介護認定率（65歳以上の被保険者に対する要介護認定者数の割合）は、当初は大幅な上昇傾向にありましたが、ここ数年の状況を見ると、微増の傾向にあります。（図表5）

また、65歳以上の認知症高齢者数（日常生活自立度Ⅱ以上の認定者）及び65歳以上に占める認知症高齢者の割合についても少しずつ増加している状況です。（図表6）

今後いわゆる団塊の世代が後期高齢者となり、75歳以上の高齢者が増加することから、要介護認定者数や要介護認定率、認知症高齢者数は上昇すると見込まれます。

その一方で、介護が必要となっても住み慣れた地域での生活を望む声は多く、介護保険によるサービスやその他の保健福祉サービスなどの行政サービスの提供に加えて、地域での日ごろからの見守り・助け合いが非常に重要です。また、高齢者を介護する家族の負担軽減を図る取組みも求められています。

図表5 要介護認定者数及び要介護認定率の推移



※北九州市は「北九州市の介護保険（年報）」（北九州市）、全国は厚生労働省「介護保険事業状況報告（暫定版）」各年9月末現在

図表6 65歳以上の認知症高齢者(日常生活自立度Ⅱ以上の認定者)数の推移(北九州市)



※介護保険要支援・要介護認定結果より集計、各年9月末現在

〈参考〉認知症高齢者の日常生活自立度

I	何らかの認知症を有するが、日常生活はほぼ自立
II	日常生活に支障をきたすような症状・行動などが多少見られるが、誰かが注意していれば自立
III	日常生活に支障をきたすような症状・行動などが見られ、介護を必要とする
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動などが頻繁に見られ、常に介護を必要とする
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする

(2) 障害のある人の状況

令和2年3月31日現在、市内の障害のある人の数は75,001人となっています。

(図表7)

障害のある人もない人も、同じように地域の中で日常生活を営むことが、あるべき社会の姿です。地域の中でその人らしい暮らしができるよう、福祉サービスの提供はもちろんのこと、地域に暮らす人の正しい理解や、お互いを尊重し支えあうことができる環境づくりの必要性がさらに高まっています。

図表7 障害者数の推移（北九州市）



※保健福祉局障害福祉課（各年3月末）

身体障害のある人・知的障害のある人の数は障害者手帳交付数より、精神障害のある人の数は入院及び通院患者数より

3 家族形態や地域のつながりの変化

(1) 家庭内の支え合いの低下

少子高齢化のさらなる進行、就学や就労に伴う転出、個人の価値観の多様化などに伴い、多世代家族は年々減少し、単身世帯が増え続けています。本市の平成27年における1世帯あたりの平均人数は2.19人となっており、少しずつ減少を続けています。(図表8) また、高齢者のみの世帯、特に高齢者の単身世帯が大きく増加しています。(図表9)

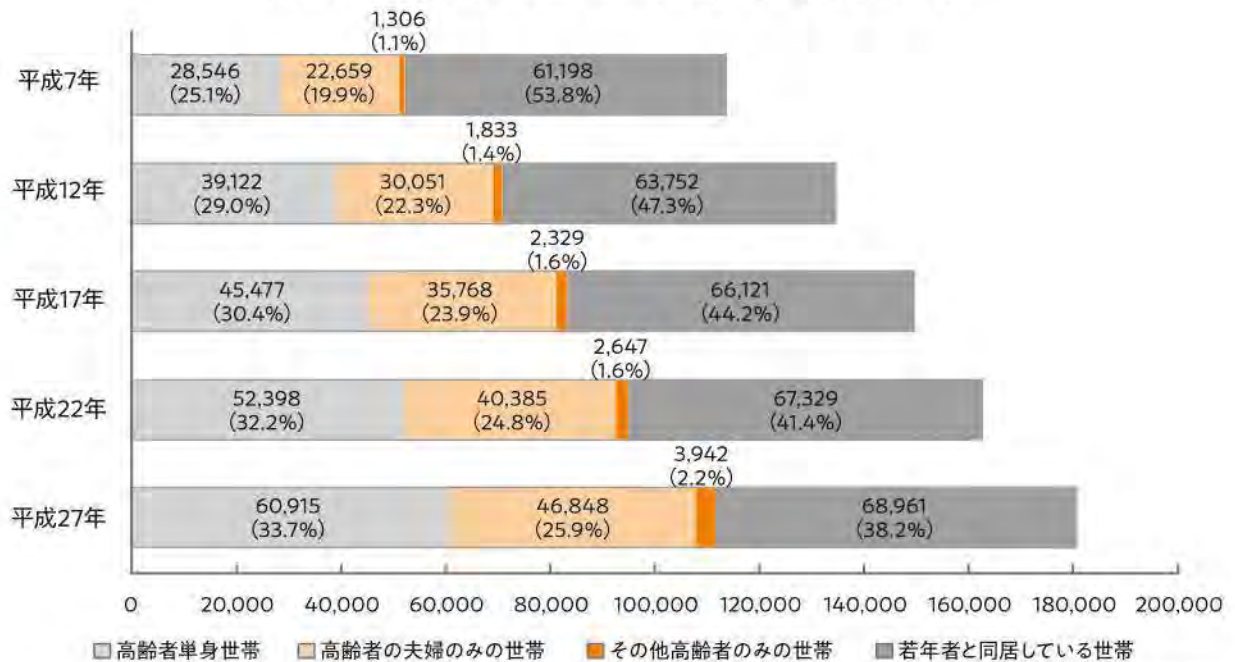
このような変化に伴って、家族相互の支え合いの機能は低下しているといわれていることから、地域における支え合いがこれまで以上に重要となっています。また、たとえ離れていたとしても親子や兄弟姉妹などとの関係を改めて大切にし、家族同士の支え合いの関係性を築くことも大切であると考えられます。

図表8 世帯数などの推移（北九州市）



※総務省「国勢調査」

図表9 高齢者のいる世帯の推移（北九州市）



(2) 地域の支え合いに対する考え方について

令和元年度に本市が実施した「地域福祉に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という）によると、地域における支え合いが必要または大切であると感じている人は85%を超えています。

その中で、「支え合いが大切だが現在の自分には必要ない」と答えた人の割合が全体の38.6%を占めていることから、地域での支え合いが大切だとは感じながらも、自分自身にとっての必要性は強く感じていない人が少なくありません。（図表10）

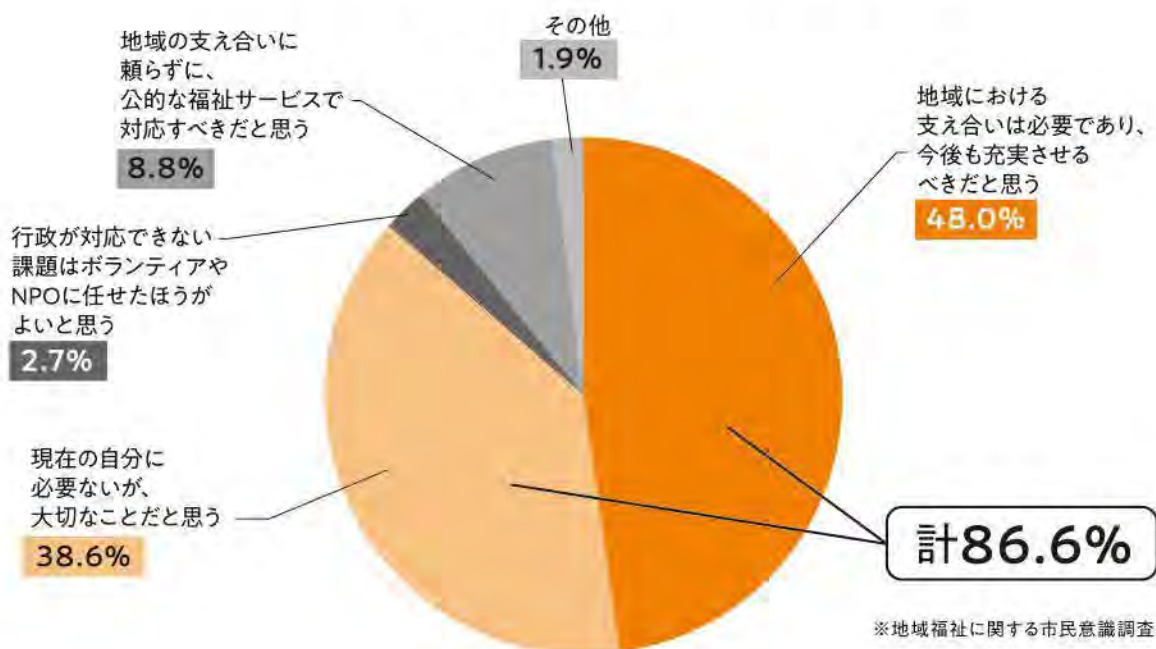
一方で、住民ができるだけ地域の中で生活できるようにしていくために、大切な3つの力について順位付けをしてもらったところ、

- 1位 個人の心がけや家族による、支え合い・助け合い（いわゆる自助）
- 2位 社会保険制度や行政機関によるサービスや支援（いわゆる公助）
- 3位 地域で暮らす人たちやボランティア・地域活動を行う人たち、様々な施設・事業所などによる、お互い様の気持ちによる支え合い・助け合い（いわゆる共助）

と、地域での支え合い・助け合いの力が最下位という結果になっています。

理想的な想いと現実的な想いの食い違いがあると思われますが、年齢や家族の形態、置かれている状況や特性などにかかわらず、地域に住む一人ひとりが、地域の課題について自分自身に関わりのあることとして考え、行動できるよう、支え合いの気持ちを育むことが今後必要になると考えます。

図表10 地域における支え合いについての考え方

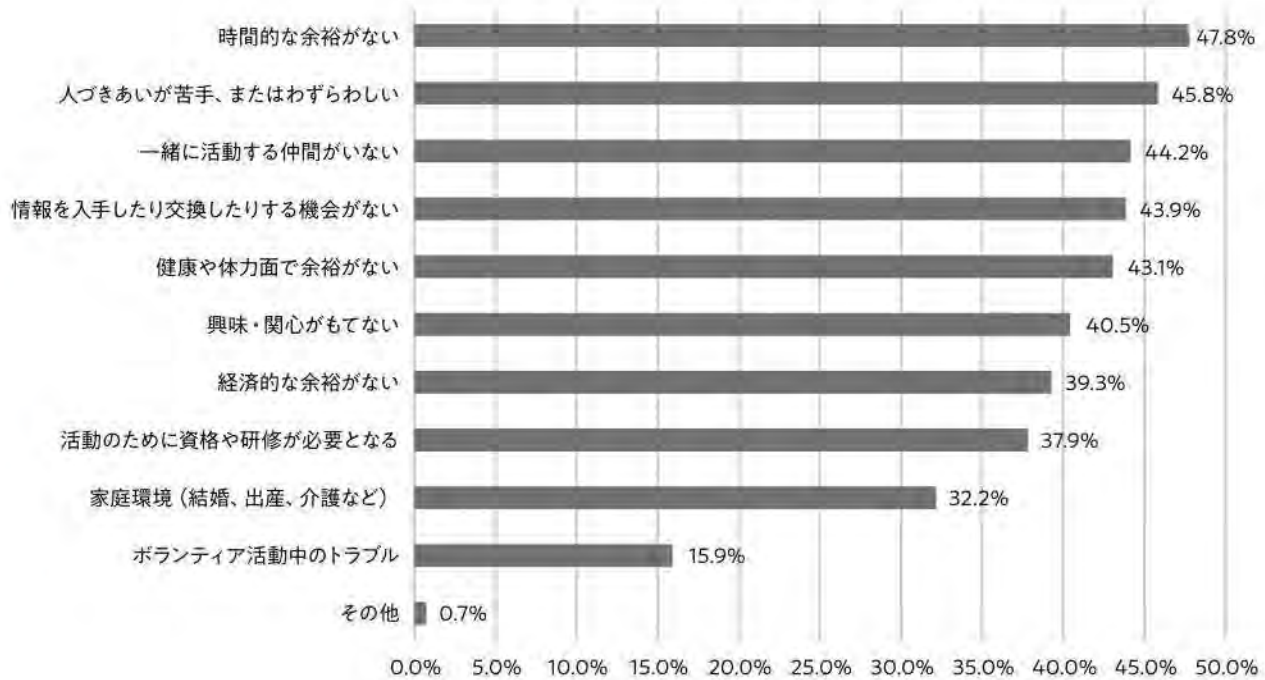


(3) 地域活動への参画

地域をより良いものとするために活動している自治会・町内会などの地域団体やボランティアなど、様々な地域活動に自発的に取り組む人材の育成は非常に大切です。また「北九州市自治基本条例」では、市民は様々なコミュニティの活動に自由に参加でき、またその参加を通じて地域社会の維持、および形成に努めるものとされていますが、少子高齢化や生活様式の変化に伴い、自治会・町内会などの加入者は減少し、地域活動の担い手の高齢化が進行している状況です。

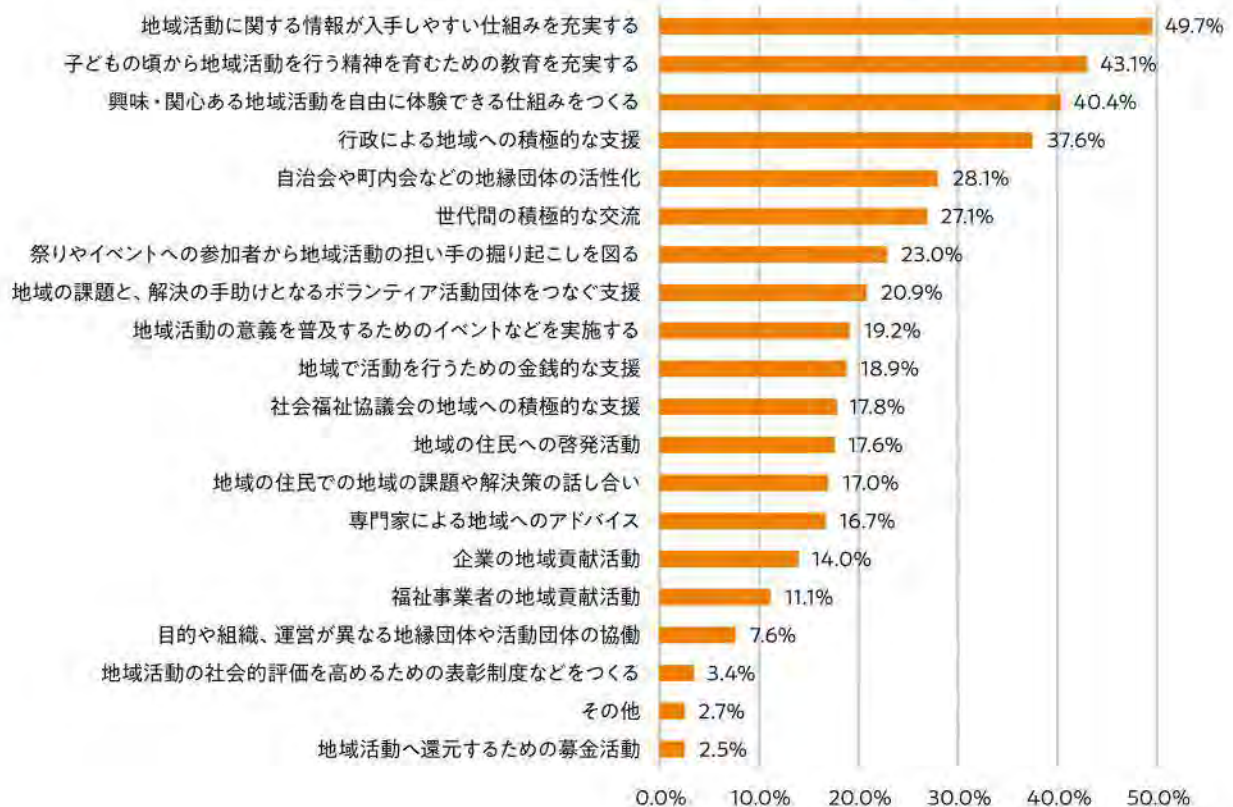
若い世代をはじめ、多くの人の地域参加が求められている中で、「市民意識調査」において、ボランティアを始めるときの支障となると思っていることについて尋ねたところ、「時間的余裕がない」という回答が47.8%と最も多く、そのほかに「一緒に活動する仲間がない」「情報を入手したり交換したりする機会がない」「健康や体力面で余裕がない」という理由が多くみられました。(図表11) また、どうすれば地域活動が活性化するかという問いに対して、「地域活動に関する情報が入手しやすい仕組みを充実する」という回答が49.7%、「子どもの頃から地域活動を行う精神を育むための教育を充実する」が43.1%、「興味・関心のある地域活動を自由に体験できる仕組みをつくる」が40.4%と多かったことから、子どもへの教育や情報提供のあり方の見直しを含め、地域活動に興味がある人が参加しやすい環境づくりが必要です。(図表12)

図表11 ボランティアを始めるときの支障になると思うこと



※地域福祉に関する市民意識調査

図表12 どうすれば地域が活性化と思うか



※地域福祉に関する市民意識調査

2 北九州市の地域福祉の現状と課題

～地域福祉活動第五次計画の取り組み～

北九州市地域福祉活動第五次計画「住民ふくしの元気プラン2016～2020」（平成28年度～令和2年度）では、3つの基本目標と11の基本項目に沿って地域福祉の推進に取り組みました。

※実施回数等は、特別の記載がない限り平成28年度～令和元年度の実績より算出

基本目標 1 みんなで福祉の風土を広げよう

《基本項目と主な取り組み》

1 広報啓発の強化

- 全155校（地）区社協のホームページ開設
- 地域福祉を推進するための出前講演活動（年平均85回）

2 福祉教育の推進

- 認知症サポーター養成講座94,100人受講（平成18年からの累計）
- 夏ボランティア体験学習の実施（小・中学生などの参加者：年平均601人）
- 次世代地域福祉活動者育成事業（ウェルクラブ活動）の実施
（実施校（地）区社協：年平均33校（地）区）

3 地域福祉人材の育成（詳細はP. 23）

《主な課題》

「1 広報啓発の強化」については、

地域福祉活動への理解者を増やすため、発信する情報等の充実を図り、誰もが福祉に関する情報を得ることのできる環境整備が必要です。

「2 福祉教育の推進」については、

社会福祉施設と校（地）区社協との連携が進み、成果を上げていますが、今後さらに普及に努めていく必要があります。

「3 地域福祉人材の育成」については、

社会福祉ボランティア大学校等で育成された人材が地域福祉活動に参加しやすい環境整備が課題です。

基本目標 2 住民、関係機関・団体のネットワークで、身近な福祉活動を進めよう

《基本項目と主な取り組み》

- 1 小地域福祉活動の活性化（詳細はP. 25）
 - 社会福祉施設との連携によるふれあいネットワーク活動の充実・強化
 - 地域支援コーディネーターの配置（市内16人配置）
- 2 ボランティア・市民活動の支援（詳細はP. 27）
 - ボランティアコーディネーション（需給調整：年平均4,711件）
- 3 災害時の福祉救援体制づくり
 - 校（地）区域の福祉救援体制づくり（実施校（地）区社協：年平均34校（地）区）
 - 災害ボランティアセンター設置・運営訓練（全区実施）
 - 災害時相互協力協定の締結及び締結団体間の連絡会の開催
- 4 社会福祉関係機関・団体と連携した地域づくり
 - 「地域における公益的な取組の推進に関する協定」締結（詳細はP. 29）
- 5 小地域福祉活動計画の推進（累計49校（地）区社協策定）

《主な課題》

- 「1 小地域福祉活動の活性化」、「3 災害時の福祉救援体制づくり」、
「4 社会福祉関係機関・団体と連携した地域づくり」については、
平成5年から取り組み始めたふれあいネットワーク活動が全校（地）区社協で取り組まれています。福祉協力員等活動者の高齢化や人材不足が課題となっています。また、増加する高齢者や複雑化する地域生活課題に対応するためには、「地域における公益的な取組」や災害に関する協定等のつながりを活かして、地域における関係機関・団体間の相互理解や連携をさらに深めていく必要があります。
- 「2 ボランティア・市民活動の支援」については、
地域住民個々の持つ強みを活かし、住民の地域活動への参加を促す必要があり、ボランティアコーディネーションの重要性も高まっています。
- 「5 小地域福祉活動計画の推進」については、
全校（地）区での策定には至っておらず、策定の際の負担軽減や関係機関・団体が連携した策定を行う必要があります。

基本目標 3 一人ひとりの安全で安心な暮らしを守ろう

《基本項目と主な取り組み》

- 1 権利の擁護と相談体制の充実（詳細はP. 31）
 - 地域福祉権利擁護事業、法人後見事業の実施
 - 成年後見制度利用促進計画への参画
- 2 社会参加・自立の支援
 - 生活困窮者自立相談支援事業の実施（詳細はP. 34）
 - サロン事業の推進（実施校（地）区社協：年平均120校（地）区）
 - 高齢者地域交流支援通所事業の利用促進（利用登録者：年平均668人）
 - 介護支援ボランティアの育成と活動支援（活動登録者数：2,118人）
 - 年長者研修大学校による社会参加の支援（詳細はP. 35）
 - シルバーひまわりサービス事業の実施（送迎件数：年平均4,274件）
 - 腕自慢おまかせサービスの実施（対応件数：年平均37件）
- 3 調査・研究、提言
 - 総合企画委員会
 - ふれあいネットワーク活動推進事業第三者評価委員会
 - ボランティアグループ等実態調査

《主な課題》

- 「1 権利の擁護と相談体制の充実」、「2 社会参加・自立の支援」については、
地域福祉権利擁護事業やシルバーひまわりサービス事業など、対象者一人ひとりにあった支援を行っていますが、その担い手の確保や育成が課題となっています。
- また、地域では多くのサロン活動が実施されていますが、主催者や活動者の負担が課題であり、参加者も運営に協力するといった、誰もが主体的に参加できるサロン活動の推進が必要です。
- 「3 調査・研究、提言」については、
様々な評価や調査を実施していますが、その調査結果等を地域福祉の実践に活かせるしくみづくりが課題となっています。

【主要事業紹介】 地域福祉人材の育成

取り組み内容

北九州市社会福祉ボランティア大学校では、「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を実現するため、次の研修体系において、ボランティア実践活動、ボランティア支援活動につながる研修事業に取り組み、区社協、校（地）区社協、社会福祉法人、企業、関係団体等と連携・協働しながらボランティア・市民活動者の養成、育成を行っています。

(1) 新たなボランティア・市民活動の担い手の養成

社会問題や地域課題を取り上げ、ボランティア・市民活動への参加のきっかけづくりや、ボランティア活動者の養成を行いました。

- まちづくりセミナー
- ふくしのまちづくり講座

(2) テーマ型ボランティア・市民活動者の育成

新たな人材の養成や活動者のスキルアップ、ネットワークづくり、リーダーとしての資質向上を図る人材育成を行いました。

- 福祉有償運送運転協力者研修
- 傾聴ボランティア養成講座
- 災害ボランティア入門講座
- 生活支援活動の担い手養成講座
- 送迎ボランティア・フォローアップ研修
- 傾聴ボランティア・フォローアップ研修
- 災害ボランティア・フォローアップ研修
- ボランティアリーダー研修

(3) 小地域福祉活動者（地縁型ボランティア）の育成

校（地）区社協の活動者や民生委員・児童委員に対し、役職や活動歴に応じた研修を開催し、効果的な人材育成を行いました。

- 新任福祉協力員等研修
- 現任福祉協力員研修
- 地域福祉活動専門研修
- 地域福祉活動指導者研修「トップセミナー」
- 校（地）区社協新任役員研修
- まちづくりゼミナール

(4) 企業におけるボランティア・市民活動者の育成

企業・労働団体を対象に啓発を目的とした講座を実施し、企業・社会福祉法人の新たな活動の担い手の育成に取り組みました。

- 企業の社会貢献活動セミナー
- 社会福祉法人の社会貢献活動セミナー

(5) ボランティア・市民活動支援者の育成

施設等でボランティアコーディネーションにかかわる専門職に対して、ボランティアコーディネーターとしての資質向上を図る人材育成を実施しました。

- ボランティアコーディネート研修

図表13 研修参加実人数

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
新たなボランティア・市民活動の担い手の養成	886	1,208	1,216	1,152
テーマ型ボランティア・市民活動者の育成	263	340	346	365
小地域福祉活動者の育成	1,217	1,185	1,354	1,363
企業におけるボランティア・市民活動者の育成	102	69	45	37
ボランティア・市民活動支援者の育成	38	32	37	33

成果と課題

(1) 新たなボランティア・市民活動の担い手の養成

ふくしのまちづくり講座では、平成29年度から各区2校（地）区実施へ変更してから受講者が大きく増え、新規活動者の獲得につながっています。

今後は、災害やコロナ禍などニーズに即応したテーマを取り入れ、地域課題に柔軟に対応できるようにすることが必要です。

(2) テーマ型ボランティア・市民活動者の育成

頻発する災害への関心の高まりから、災害ボランティア関連の受講者も毎回増加しています。（平成29年59人、平成30年71人、平成31年76人）

傾聴ボランティア養成講座では、対話形式で進める研修手法が好評で、毎回50人を超える人気講座となっています。受講後、人手不足に悩む社会福祉施設等でのニーズにもマッチし、受講後の活動率は高くなっています。

(3) 小地域福祉活動者（地縁型ボランティア）の育成

受講者を新任者、現任者、役員の3つに分け、研修効果を高めました。活動者のモチベーションアップと、各区の活動の平準化に成果を上げました。

まちづくりゼミナールでは、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」や災害など、話題性のあるテーマを取り上げ、ゼミナール方式で課題や解決策をみんなで討論し共有しました。

(4) 企業におけるボランティア・市民活動者の育成

企業の社会貢献活動セミナー受講者の提案で、「企業における社会貢献活動に関するアンケート調査」を実施しました。今後は、セミナーを通して企業へ調査結果をフィードバックするとともに、社協として今後の方向性を示していくことが必要です。

(5) ボランティア・市民活動支援者の育成

研修ではグループワークや実技を中心に構成し、体感で学んでいただきました。

受講後の評価が良いことから、介護支援ボランティア等を受け入れている施設の現場従事者の方に積極的に参加してもらえよう周知・広報の工夫が必要と思われます。

【主要事業紹介】小地域福祉活動の活性化

(1) ふれあいネットワーク活動推進事業の充実・強化

取り組み内容

ふれあいネットワーク活動は、市内全ての155校（地）区社会福祉協議会が中心となって、「見守り」、「助け合い」、「話し合い」の3つのしくみを進める住民主体の小地域福祉活動です。平成5年から事業がスタートし、25年以上続く地域福祉の要の事業となっています。

ふれあいネットワーク活動の3つのしくみ

① 見守りのしくみ	福祉協力員（概ね50～100世帯に1人）が民生委員・児童委員等と連携し、支援が必要と思われる世帯を見守っています。
② 助け合いのしくみ	見守りで発見した生活の困りごとに対し、ニーズ対応員等地域住民が手助けをしています。ニーズ対応チーム（おたすけ隊等）を立ち上げている校（地）区社協もあります。
③ 話し合いのしくみ	見守りや助け合いで把握した困りごとを共有・解決するために、校（地）区社協が中心となって関係機関・団体と一緒に話し合いを行います。

※福祉協力員 …………… 校（地）区社協の推薦に基づき、市社協会長が委嘱します。支援が必要と思われる世帯を見守る地域のボランティアです。

※ニーズ対応 …………… 見守りで発見した困りごとに対し、日常簡易な手助けを行う地域のボランティアです。

成果と課題

① 見守りのしくみ

市内6,830人の福祉協力員が、支援を必要とする119,846世帯を見守っています（令和元年度実績）。高齢者だけでなく、障害のある人やひとり親家庭など、各世帯の状況を把握し、きめ細かい見守り活動を行っています。

図表14 福祉協力員数と見守り対象世帯数の推移

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
福祉協力員数（人）	6,755	6,935	6,921	6,854	6,830
見守り対象世帯数					
高齢者世帯	105,201	109,984	117,624	114,053	112,149
障害のある人のいる世帯	3,525	3,578	3,764	4,030	3,311
ひとり親で子育て中の世帯	2,648	2,708	2,526	2,387	2,211
その他の世帯	1,807	1,738	2,350	1,890	2,175
計	113,181	118,008	126,264	122,360	119,846

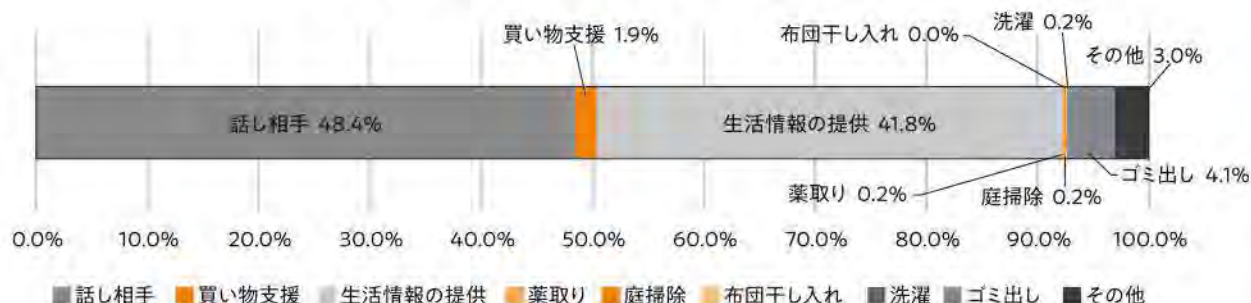
近年、福祉協力員の数は減少傾向であり、福祉協力員の養成や確保が必要となっています。福祉協力員の活動を充実するために、自治会や老人クラブ等の地域団体がそれぞれ行っている活動（例、老人クラブでは友愛訪問）間で協力し合うなどの見守りのしくみをつくり上げている校（地）区社協もあります。

② 助け合いのしくみ

7,739人のニーズ対応員（福祉協力員兼務含む）が70,547世帯に対し、活動を実施しています（令和元年度実績）。「話し相手」や「生活情報の提供」などが中心に行われている中、多様化する住民の困りごとに対し、お助け隊や生活支援サポーターといったニーズ対応チームの立ち上げを行い、助け合い活動の充実を図っている校（地）区社協もあります。

図表15 助け合い活動の種別割合

（令和2年3月31日現在）



③ 話し合いのしくみ

130の校（地）区社協が連絡調整会議を月1回または隔月に開催しています。連絡調整会議には民生委員・児童委員をはじめ、社協職員や行政関係職員が参加しており、近年では学校の職員やPTA、ボランティア・NPO団体の参加もあり、多様な関係機関・団体間での協議が行われています。

図表16 連絡調整会議の構成メンバー

（令和2年3月31日現在）

年 度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年
役 職	民生委員・児童委員	150	151	151	151	153
	区社協職員	129	127	132	135	135
	いのちネット担当係長	67	88	80	86	89
	地域包括支援センター職員	61	89	89	90	85
	社会福祉施設	-	7	11	15	18
	ボランティア・NPO	-	5	7	12	10
	学校関係・PTA	-	61	62	59	60
	医療関係	-	20	23	22	21

【主要事業紹介】 ボランティア・市民活動の支援

(1) ボランティア・市民活動センターの取り組み

取り組み内容

ボランティア・市民活動センターは、「誰もがボランティア活動できる地域社会、すなわち誰も排除しない共生文化を創造すること」を使命とし、地域の「支えあう関係」や「つながりの再構築」を基盤に、多様な主体が協働して地域の生活課題を解決していくこと”を目指しています。(全社協発行「市区町村社会福祉協議会ボランティア・市民活動センター強化方策2015」より抜粋)

北九州市のボランティア・市民活動センターにおいても、上記を踏まえて、ボランティア・市民活動の広報・啓発、福祉教育の推進、活動者の育成、ボランティア・市民活動団体のネットワーク構築、災害復興に対応するための体制づくり、ボランティア活動への参加を支援する事業等に取り組んでいます。

成果と課題

ボランティア・市民活動センターの取り組み状況を内容別に見ると、下記のとおりになります。

図表17 ボランティア相談・連絡調整等件数(市及び7区の合計) (令和元年度実績)

項目	ボランティア希望		ボランティア依頼		会議室・機材貸出		保 険		保険請求		送迎申込		送迎相談コーディネート	
	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話
件数	308	452	1,082	1,519	684	396	2,242	932	128	438	142	5,481	3,733	8,415
	760		2,601		1,080		3,174		566		5,623		12,148	

項目	腕自慢		収集・リサイクル		体験学習・養成講座		ボラ連業務		介護支援ボランティア		その他		合 計	
	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話
件数	24	160	814	116	170	679	572	928	100	158	458	908	10,457	20,582
	184		930		849		1,500		258		1,366		31,039	

相談や調整の総数は31,039件で、中でも「送迎申込」と「送迎相談コーディネート」にかかる件数が突出して多くなっています。

「送迎」とは、在宅高齢者のうち公共交通機関での外出が困難になった人を、運転者と同乗者の2名のボランティアが社協所有の車両で目的地まで送迎する事業（「シルバーひまわりサービス」という）で、令和元年度の運行総数は4,114回でした。利用申込の受付と、2名のボランティアへの活動依頼とで、1回の運行につき最低3件の調整が必要となるため、業務の中でも大きなウェートを占めています。この事業では、ボランティア活動者、特に運転ボランティアの確保が課題となっています。

また、ボランティア活動のさらなる推進、活動者の拡大には、送迎事業も含めてボランティア活動のマッチングにITを活用することが必要となっています。

(2) ボランティア活動者数の推移

取り組み内容

安心してボランティア活動を行うための備えとして、全社協が取りまとめる「ボランティア活動保険」があります。この保険に加入するには、社会福祉協議会に活動登録する必要があるため、市内のボランティア活動者数は保険の加入者で把握しており、推移は下記のとおりです。

図表18 ボランティア活動保険加入者数・加入グループ数の推移

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
加入者数	22,722	24,556	24,676	23,972	22,858
グループ数	699	760	782	733	669

成果と課題

令和元年度の加入者数は22,858人で、グループ数ともに減少傾向にあります。原因としては、ボランティア活動者の高齢化が進み、グループ内での世代交代が上手くいかないという声もよく聞かれます。

また、以前は北九州市と福岡県社協からボランティア保険の掛け金に対する助成金がありましたが、平成30年度までで終了したことも影響していると思われます。

近年、年金受給年齢が上がり、定年退職後も働く人が増える中で、ボランティア活動を始める年齢も上がっていると思われます。一方で、大規模災害時などは全国からボランティア活動者が多く集まり、ボランティア活動に対する関心の高さも見られます。

今後は、現役世代に対するボランティア活動の啓発を強化するとともに、災害ボランティアをきっかけに活動を始めた人たちを次の活動につなげる工夫が必要となっています。

【主要事業紹介】 社会福祉関係機関・団体と連携した地域づくり

(1) 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」

取り組み内容

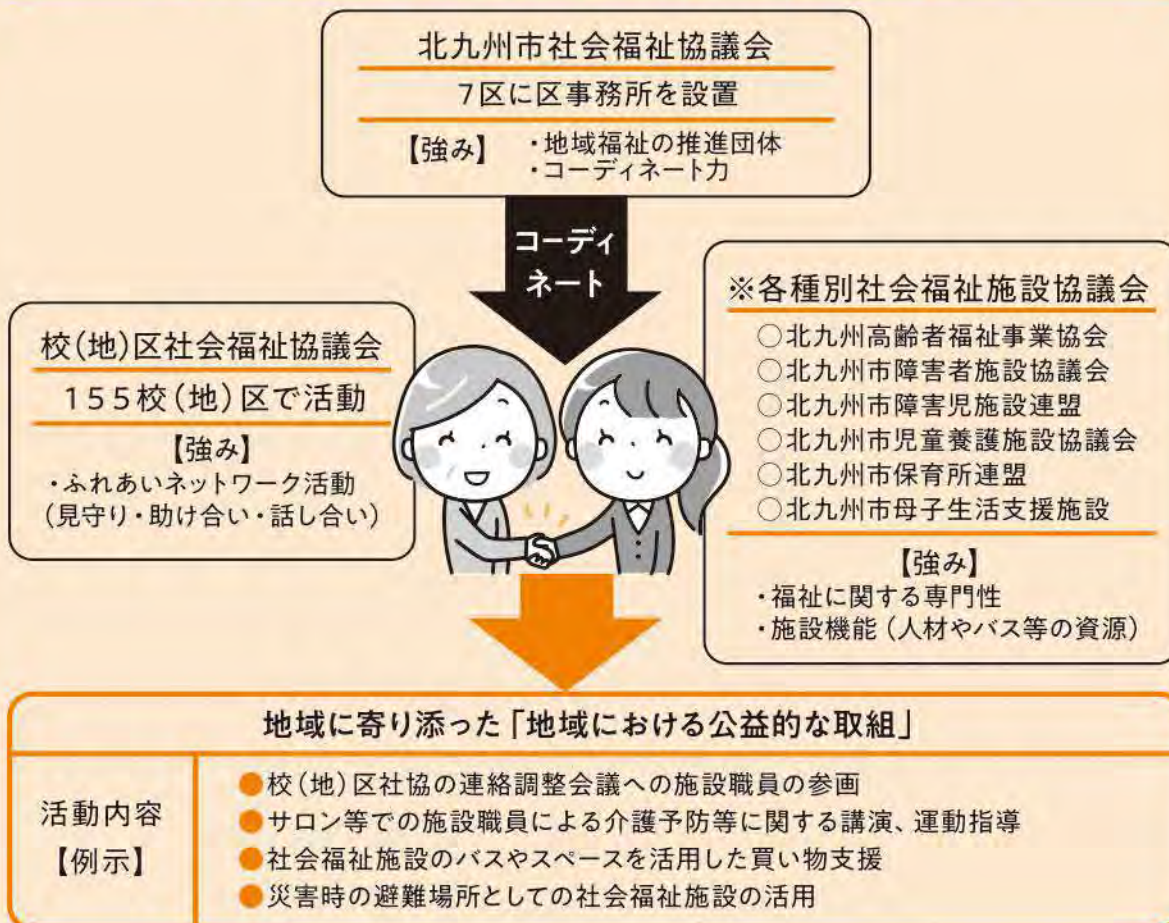
「地域における公益的な取組」とは、社会福祉法人がこれまで培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、地域福祉活動に積極的に貢献していく取り組みです。平成28年の改正社会福祉法において社会福祉法人の責務として規定されました。

本市では、令和元年8月26日、北九州市社会福祉協議会と各種別社会福祉施設協議会（※）が「地域における公益的な取組の推進に関する協定」を締結しました。

「地域における公益的な取組の推進に関する協定」

協定締結を通して、地域住民同士の見守りや助け合いといったふれあいネットワーク活動を展開してきた市内155の校（地）区社協と、専門的な支援を可能とする社会福祉施設が連携を強め、地域に寄り添った「地域における公益的な取組」を展開します。

協定を通じた「地域における公益的な取組」の推進イメージ



成果と課題

協定締結により、校（地）区社協と社会福祉施設の連携が強化され、様々な取り組みが展開されています。

《主な取り組み》 ※施設数、校（地）区社協数は令和元年度実績

社会福祉施設の機能を活かし、施設所有のバスを活用した買い物支援や施設内での認知症サロンなどの活動が行われています。

○連絡調整会議への施設職員の参画（23施設：18校（地）区社協）

○健康づくりや仲間づくり等を行うサロン活動への施設職員の参画

（16施設：13校（地）区社協）

○ウェルクラブ活動に参加する児童の受入（10施設：9校（地）区社協）

○小地域福祉活動計画づくりへの参画（5施設：5校（地）区社協）

図表19 校（地）区社協と社会福祉施設の連携状況 （令和元年度実績）

	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	計
校（地）区社協	15	3	13	6	6	12	3	58
高齢者施設	16	3	18	5	6	11	1	60
障害者施設	3	-	2	3	3	3	1	15
児童施設	1	-	2	2	2	2	2	11
施設数（計）	20	3	22	10	11	16	4	86

当初社会福祉施設の間では、「具体的に何を取り組んでいいのかわからない」、「地域にどんなニーズがあるのかわからない」といった悩みも聞かれ、校（地）区社協の間でも「社会福祉施設等に何をお願いしていいのかわからない」といった声も聞かれていました。協定締結により、校（地）区社協と社会福祉施設が連絡調整会議の中でお互いに話し合うことで、地域の課題を共有し、社会福祉施設の特徴を活かした活動が生まれてきています。

今後は様々な社会福祉施設が「地域における公益的な取組」として地域課題に対応している姿を広報・発信し、より多くの社会福祉施設と地域の関係者がつながるきっかけを作り、社会福祉施設の持つ専門性や資源と校（地）区社協の持つ地域力を融合した取り組みを増やしていく必要があります。

【主要事業紹介】 権利の擁護と相談体制の充実

(1) 地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の充実

取り組み内容

地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)は、認知症や知的障害、精神障害等で判断能力が十分でないことにより、自身では福祉サービスの利用契約や日常的な金銭管理等を適切に行うことが難しい人を対象に、地域で安心して暮らせるように支援する事業で、平成11年から20年以上続く権利擁護のための身近な社会資源です。

市社協と利用者本人との契約に基づき、「専門員(社会福祉士等の有資格者)」が支援内容や関係者との調整等の役割を担います。実際の支援を行う「支援員(非常勤の職員)」は社会貢献型市民後見人養成研修を修了した市民・住民であり、本人に寄り添いながら支援しています。

《 具体的な支援内容 》

定期的な訪問・見守り	個別ケア会議への参加(関係機関との連携)
預貯金の出し入れ	福祉サービスの手続き援助・助言・情報提供
本人への現金の受渡・支払代行	財産関係書類等(定期預貯金証書等)の預かり

成果と課題

本事業においては、判断能力の低下や将来の見通し・生活状況等により、成年後見制度の検討が必要になることがあり、本人や家族に成年後見制度の内容を適時適切に伝え理解を得るなど、成年後見制度との緊密な連携が不可欠です。

また、「意思決定支援」や「本人に寄り添った支援」のノウハウや専門性を高め、地域の関係機関・専門職や地域福祉活動者と連携し、判断能力の不十分な方たちの困りごとに気づき、つなぎ、見守る地域づくりを進めることが重要となっています。

図表19 事業開始時からの契約者数の年次推移



(2) 法人後見事業の充実

取り組み内容

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害等によって判断能力が不十分なために自分一人では契約や財産の管理などをすることが難しい人の権利や財産を守り、尊厳をもってその人らしく生活が送れるよう支援する権利擁護の制度です。

本会が家庭裁判所から成年後見人等に選任され支援を行う法人後見事業は、地域福祉権利擁護事業の利用者を継続支援するため平成21年から取り組みを開始しました。以来、身近に適切な後見人等がない人や、個人の後見人等では生活を支えることが難しいニーズのある人を、地域の関係機関・専門職と共に支えてきました。

○成年後見制度の基本理念

ノーマライゼーション

自己決定権の尊重

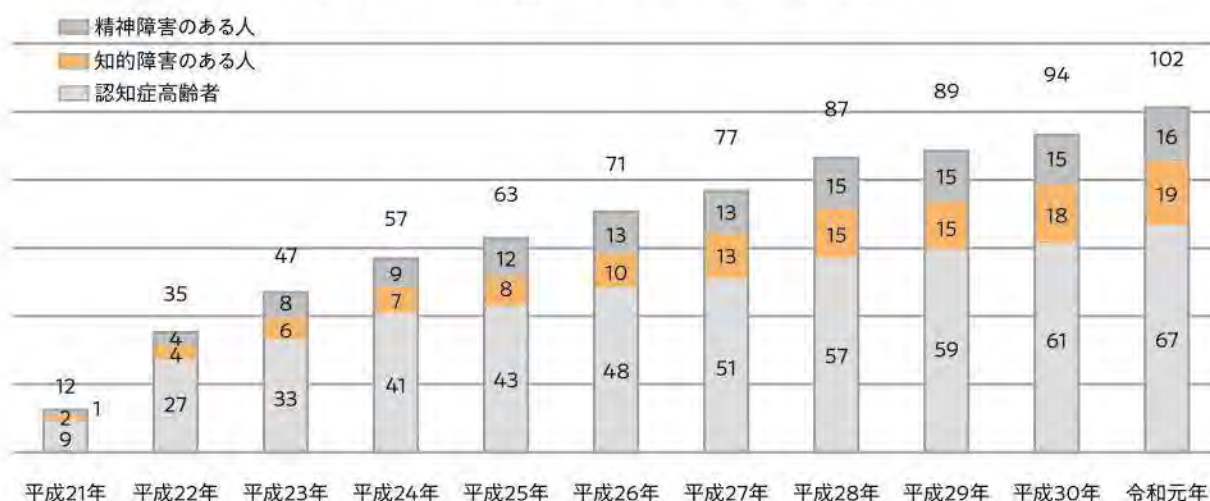
身上の保護の重視

成果と課題

社会貢献型市民後見人養成研修を修了した「支援員」が、地域福祉権利擁護事業で培った知識や市民の視点を活かした後見活動を行っていますが、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援する「意思決定支援」と本人の置かれた生活環境の中で最善の利益を確保する「本人保護」との狭間で悩むことが多いのが実情です。

認知症や障害のある人の権利擁護のニーズが高まる中、成年後見制度についての正しい理解を広げ、多様な主体と連携したり役割を分担したりすることで、地域の中に本人支援のためのネットワークをつくることが重要となっています。

図表20 事業開始時からの延べ受任件数



(3) 成年後見制度利用促進計画への参画(市民後見人養成及び支援事業)

取り組み内容

「成年後見制度」の普及に伴い、地域における権利擁護の担い手として、市民という身近な関係・視点を活かし、きめ細やかな支援を行う「市民後見人」への期待が高まっています。本会では、行政や家庭裁判所と連携し、市民後見人の継続的な養成を行うとともに養成研修修了者の活動範囲の拡充を進めてきました。

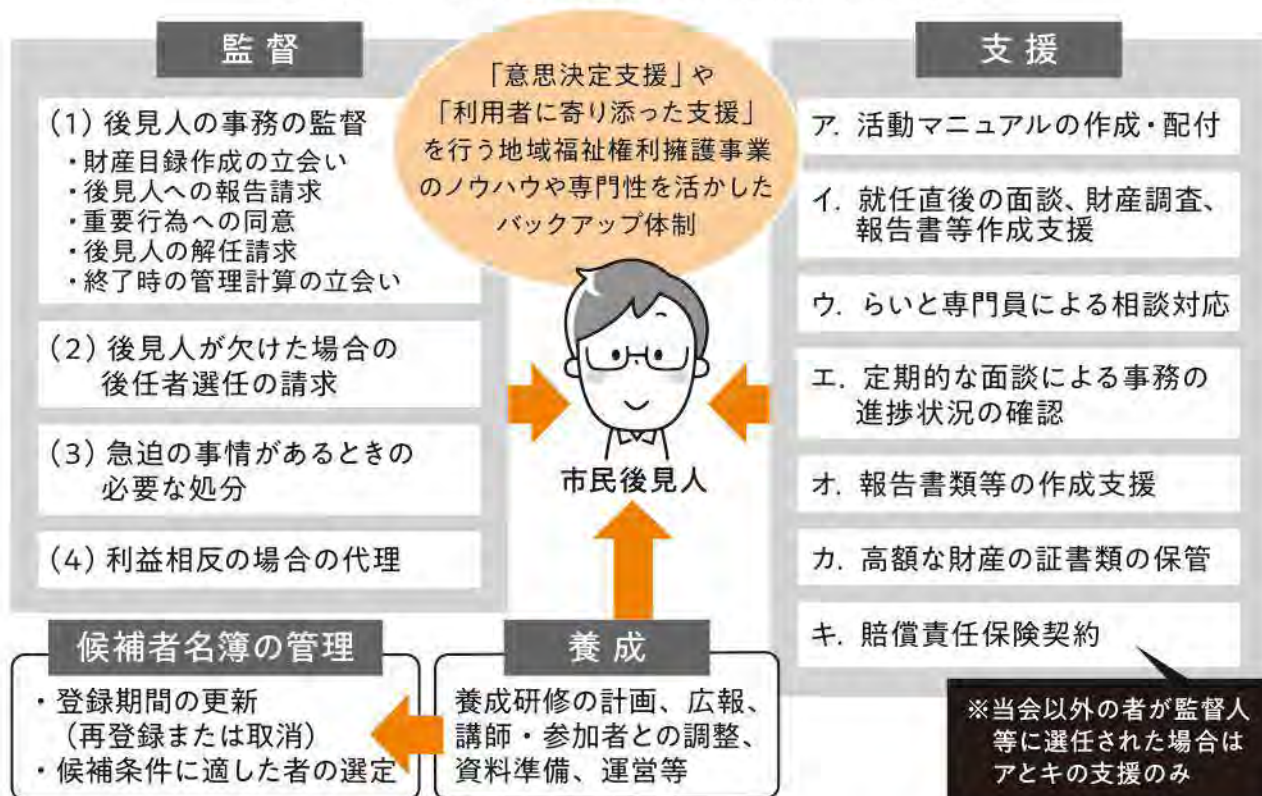
また、専門性・継続性が必要な後見業務を一般市民が個人で行うのは負担が大きいことから、活動マニュアルの作成、専門員による相談対応、定期的な研修会など市民後見人が安心して活動するためのバックアップ体制も整備しています。

成果と課題

平成19年度から社会貢献型市民後見人養成研修を開催し、これまでに第1期から第9期まで計133人が修了し、そのうち個人で市民後見人として活動を行うことを希望する人が「北九州市社会貢献型市民後見人候補者名簿」に登録しています。

そうした中、令和元年に県内初の市民後見人が選任され、令和2年にも1名の市民後見人が選任されました。いずれも本会が後見監督人に選任され、市民後見人が安心して後見活動ができるよう、活動のサポートを行っています。

図表21 市民後見人の養成・支援・監督体制



【主要事業紹介】 社会参加・自立の支援

(1) 生活困窮者自立相談支援事業の実施

取り組み内容

仕事に関すること、お金のやりくり、家族関係等、生活の中で様々な困りごとを抱えている生活に困窮する世帯の包括的な相談を受け止め、共に考えながら、自立のための相談支援を行っています。

支援にあたっては、地域にある多様な専門機関や校(地)区社会福祉協議会等地域団体と連携して取り組むとともに、関係機関等とのネットワークづくりや生活困窮者の支援に関する社会資源の開発も目指しています。生活困窮者への早期の支援を可能にすることで、第二のセーフティネットとしての機能を果たしています。

成果と課題

平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、生活のなかで様々な困りごとや不安を抱えている人に対して、市内全7区の相談窓口「いのちをつなぐネットワークコーナー」で包括的な相談支援を行っています。

全市の相談窓口には、1ヶ月あたり平均約148件、年間1,771件の新規相談(令和元年度実績)が寄せられています。

また、支援内容については、お金のやりくりに関する「家計改善支援事業」が多く、次に住まいの確保である「住居確保給付金」などが多くなっています。

図表22 いのちをつなぐネットワークコーナー新規相受付件数の推移

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
新規相談 受付件数	1,412	1,568	1,624	1,543	1,771

令和2年度の新型コロナウイルス感染症拡大においては、休業や失業により、収入が減少した人が増加し、「生活福祉資金コロナ特例貸付」(新設)や「住居確保給付金」に関する相談及び利用が急増しています。今後は、貸付や給付金によっても生活の再建が難しかった人などの支援が重要となります。

(2) 年長者研修大学校(周望学舎・穴生学舎)

取り組み内容

周望学舎は「宿泊できる年長者の研修施設」という要望に応えて、高齢者の生きがい対策と生涯学習という2つの性格を併せ持つ、元気な高齢者を対象とした施設として全国に先駆けて昭和54年8月に設置されました。

穴生学舎は高齢者の生きがい対策の一環として増大かつ多様化する高齢者のニーズに応えるため、「周望学舎」に続き、平成6年9月、新たな福祉と生涯学習の拠点として全天候型のドーム式多目的グラウンドである「北九州穴生ドーム」とともに設置されました。

両学舎で学んだ成果が地域社会で活かせるように社会参加の機会や様々な情報を提供するとともに、研究クラブ等の自主活動を支援して社会における役割意識の高揚に努めています。

また、両学舎を拠点とするボランティアグループの育成・支援に努め広く活動の機会を提供しています。

成果と課題

年間コースは両学舎とも15コースを設定し、修了生に「いきがい・健康・ふれあい」づくりを図ることができています。また、学舎で学んだ成果を地域社会で活かせるよう様々な情報と機会を提供し、活動の輪が広がっています。周望学舎はほぼ定員を満たす研修生の応募がありますが、穴生学舎は定員割れが続いています。両学舎とも、リピーター率が高く研修生の高齢化が進んでいます。また、ボランティアの高齢化も進んでおり、新人の研修生やボランティアの受け入れが急がれます。

図表23 年間コース研修生等の推移（周望学舎）

分類		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年間コース	コース		15	15	15	15	15
	研修生数(延べ)		19,194	19,352	18,861	18,228	18,780
研究クラブ	グループ数		4	4	4	4	4
	利用者数(延べ)		2,317	2,555	2,319	2,473	2,000
同好会	グループ数		5	5	6	6	6
	利用者数(延べ)		1,670	1,233	1,555	1,654	1,699
シルバーバンク	サークル数		19	18	17	17	18
	会員数		177	162	166	166	88
運営ボランティア	サークル数		3	4	4	4	5
	会員数		82	89	99	107	130

図表24 年間コース研修生等の推移（穴生学舎）

分類		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年間コース	コース		15	15	15	15	15
	研修生数(延べ)		14,984	15,381	15,321	16,458	15,097
研究クラブ	グループ数		6	7	7	7	7
	利用者数(延べ)		1,767	2,529	2,653	2,600	2,404
登録ボランティア	サークル数		24	24	23	20	19
	会員数		422	422	379	322	295

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念

『みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり』

私たちはこの北九州市を、子どもから高齢者まで、障害のあるなしに関わらず、誰もが住み慣れたところで安心して生活できるまちにしたいと願っています。

そのためには、個人の生きがいや価値観を尊重しながら、身近な地域の中で人と人のふれあいを深め、日常生活の様々な場面で、あたり前のこととしてお互いの支え合いが行われていくことが大切だと考えています。

また、社会福祉や保健・医療、教育、労働等の関係機関・団体が、ともに力を合わせて、私たちの日常生活を支えるものであって欲しいと思います。

そこで、私たちが取り組むこれからのまちづくりを「住民主体」と「地域共生社会の実現」という二つの考え方を基礎として、「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」という言葉で表し、この計画の基本理念にします。

2 基本目標

住民の主体的な参加と多様な関係機関・団体との協働を図りながら、「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を進めるため、3つの基本目標を定めます。この3つは、社会福祉法第4条に定める「地域福祉の推進」を目指したものであるとともに、私たちが進める地域福祉活動の大切な3つの視点―「見守り」、「話し合い」、「助け合い」―であると考えています。私たちは、自分たちの活動がどこに位置するか、この3つの視点を持って取り組みを進めます。

基本目標 Ⅰ 福祉の風土を広げ、地域の困りごとに気付く力を高めよう
～見守りのしくみの充実～

基本目標 Ⅱ 住民、関係機関・団体のネットワークで、困りごとを話し合おう
～話し合いのしくみの充実～

基本目標 Ⅲ 一人ひとりの困りごとを助け合おう ～助け合いのしくみの充実～

3 取り組みの基本方針

基本目標Ⅰ 福祉の風土を広げ、地域の困りごとに気付く力を高めよう ～見守りのしくみの充実～

少子高齢・人口減少社会の進行や、社会経済情勢の変化とともに、個人や世帯が抱える困りごとは複雑化・多様化しています。こうした困りごとを抱えた人が社会から取り残されないためには、日頃からの「つながり」や困りごとに気付くしくみづくりが必要です。

地域住民がお互いを知る場や福祉について学び合う機会があることで、地域住民同士が気にかけて合うといったつながりが生まれます。出会いや学びから生じるつながりは新たな参加の機会を生み、地域の中での見守りや支え合いを生み出します。

困りごとに気付き、受け止める見守り活動や場づくり（サロン活動など）の推進を図るとともに、地域住民の新たな参加の機会を生み出すための福祉教育や広報啓発の充実にも取り組みます。

基本目標Ⅱ 住民、関係機関・団体のネットワークで、困りごとを話し合おう ～話し合いのしくみの充実～

個人や世帯が抱える多様な困りごとに対応するためには、地域の困りごととして把握・共有する必要があります。

このため、地域の困りごとを共有し話し合うしくみの充実に取り組むとともに、多様な困りごとに対応できるよう、様々な関係機関・団体の参画促進を図ります。

また、話し合いによって共有した困りごとを地域の課題として捉え、より多くの住民や関係機関・団体が協働して解決できるよう、小地域福祉活動計画の策定を推進します。

基本目標Ⅲ 一人ひとりの困りごとを助け合おう～助け合いのしくみの充実～

地域の多様な困りごとに対応するためには、災害時の福祉救援体制づくり、生活困窮者への支援、住民の権利擁護など、地域住民から関係機関・団体、行政までみんなが協働した支援体制をつくる必要があります。

一人ひとりの住民や関係機関・団体が持つそれぞれの強みを活かし、住民主体の助け合いのしくみ（ゴミ出しや電球交換などを行う「ニーズ対応チーム」の結成、朝市やバスツアーといった買い物支援など）の充実を図ります。また、生活困窮者自立相談支援事業や地域福祉権利擁護事業といった既存のしくみにおいても、住民や関係機関・団体の強みを活かして、協働して課題解決に取り組みます。

北九州市地域福祉活動第六次計画体系図

基本理念

みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり

基本目標

I

福祉の風土を広げ、
地域の困りごとに気付く力を高めよう
～見守りのしくみの充実～

II

住民、関係機関・団体の
ネットワークで、
困りごとを話し合おう
～話し合いのしくみの充実～

III

一人ひとりの
困りごとを助け合おう
～助け合いのしくみの充実～

基本項目

- ① 福祉の心を広げよう
- ② 福祉を学び、福祉の仲間を育もう
- ③ 見守る力を高めよう
- ④ 困りごとを受け止める場をつくろう

- ① 困りごとを話し合う場をつくろう
- ② 住民、関係機関・団体でつながろう
- ③ 困りごとを解決するしくみをつくろう
- ④ 未来に向けた活動を考えよう
(調査・研究・提言)

- ① 生活の困りごとを助け合おう
- ② ボランティア・市民活動をすすめよう
- ③ 安心な暮らしを守ろう(権利擁護)
- ④ 社会参加・自立をすすめよう
- ⑤ 災害時に備えよう
- ⑥ 活動のための財源をつくろう

第4章 基本項目と取り組み内容

基本項目と取り組み内容について

本章では、第3章で定めた「基本目標」（地域福祉の3つの視点）ごとに、どのように取り組みを進めるか14の「基本項目」を示しています。

地域福祉活動計画では、地域住民や行政をはじめとした社会福祉の関係者が互いに協力して取り組みを進める必要があります。

本章では、取り組みの方向性を示し、それぞれが「地域において目指すこと」を「地域住民」や「校(地)区社協」、「地域団体」、「社会福祉施設・事業所」等に整理するとともに、北九州市が地域福祉を実現するために策定した「北九州市の地域福祉2021～2025」の地域において取り組むべき事項に対応させ、行政計画を推進できるようにしています。

「北九州市社協の主な取り組み」では、基本項目にそった各担当部署の取り組み内容の概要を説明しています。

「基本項目」を示す上で、説明が必要な語句はできるだけ分かりやすく解説しています。

基本項目と取り組み内容の見方

基本目標 ① 福祉の風土を広げ、地域の困りに気づく力を高めよう

1 福祉の心を広げよう

私たちの目指す住民主体の地域福祉活動を実施・継続するためには、地域住民一人ひとりに、「福祉への関心」を持ってもらうことが必要です。そのため、広報紙の発行や、ICT（情報通信技術）の活用を図り、活動しやすい環境づくりを行います。

また、住民、地域団体、社会福祉施設等民間の活動や社会福祉に関する課題解決に向けた意欲を共有する機会の充実を図ります。

各基本項目に関連する主なSDGsの開発目標を示しています。（※P.3参照）

基本項目の取り組む方向性を示しています。

【地域において目指すこと】それぞれの団体に期待する取り組みを整理。

【北九州市社協の主な取り組み】基本項目に沿った各担当部署の取り組み内容の概要を整理。

「ICTは、TwitterやFacebookなどのSNS上でのやり取りやメールでのコミュニケーション、オンラインショッピング等、人同士のコミュニケーションを助ける方法です。年齢は問わずに若年層の多くが利用しています。

北九州市社協では、市・区社協、ボランティア、市民活動センターなどのホームページ、ウェブサイトなどのFacebookに加え、155の校（地）区社協のホームページを開設し、地域福祉活動の情報発信を行っています。今後、若年層との接点強化に向けた取組が図られる、YouTubeでの動画配信や現役世代の方たちも活用して活躍できる環境づくり

市民及び福祉関係者、ボランティア等が一堂に会し、社会福祉に関する課題の解決に向けた決意を新たにするとともに、毎年10月社会福祉の発展に功績等があった方々に感謝と敬意を表し、本市における福祉活動のさらなる普及と社会福祉の一層の充実を図ることを目的に開催される大会です。

「プチボサウルス」は、社協協議会のマスコットキャラクターです。

名 前：プチボサウルス (Petit vosaurus)
 Petit (プチ：フランス語で「小さい」を意味する)
 Volunteer (ボランティア)
 Saurus (サウルスと発音)

愛 称：プチボ
 誕生日：7月25日
 性別：男
 好きなもの：みんなの笑顔、クッキー
 趣味：ボランティア活動
 特技：笑顔づくりのお手伝い

地域において目指すこと	
地域住民	啓発イベント等への参加や広報活動への協力
校(地)区社協	見守り活動等を通じ、校(地)区社協だより
地域団体	社協だよりの回覧・活動を通じた福祉活動
社会福祉施設・事業所	各種社分野の制度・広報活動への協力
NPO・ボランティア団体	NPO・ボランティア団体の取組の情報発信・活動を通じた福祉情報の提供
企業	社協だよりの配布等広報活動への協力

【北九州市の地域福祉 2021～2025】 の関連項目	◆地域で暮らす、すべての人 ◆福祉・ボランティアの広がり ◆地域での活動を始めた人	【北九州市】 基本項目に 取り組み内容
北九州市社協の主な取り組み		
全部署	● 啓発イベントの開催（社会福祉大会、ボランティア啓発事業など） ● 事業や活動に関するパンフレットの発行	
総務課	● ICTを活用した情報発信（SNS等の活用） ● 広報紙やパンフレットの発行 ● 「プチボザウルス」を活用した広報	
区社協（区事務所）	● 校（地）区社協活動等の広報紙やICTを活用した情報発信	

各基本項目に関連する主なSDGsの
開発目標を示しています。(※P.3参照)

1. 北九州社会協会は、市・区・区民、ボランティア、NPO・市民活動センターなどのホームページ、ウェブサイト、FacebookなどのSNS上でのやり取りやグループでのコミュニティ活動、オンラインワークショップ等、人同士のコミュニケーションを支援する方法です。学生をはじめとした若年層の多くが利用しています。

北九州社会協会は、市・区・区民、ボランティア、NPO・市民活動センターなどのホームページ、ウェブサイト、Facebookに加入し、155の地区(区)に広がるホームページを開設し、地域福祉活動の情報発信を行っています。今後、若年世代の参加促進を図るには効果が見込まれる、YouTubeでの動画配信や現役世代の方たちも活用して活躍できる環境つ

基本項目を示す上で、説明が必要な語句を解説

基本項目を示す上で、説明
が必要な語句を解説。

●「北九州市社会福祉大会」

市民及び福祉関係者、ボランティア等が一堂に会し、社会福祉に関する課題の解決に向けた決意を新たにするとともに、永年にわたり社会福祉の発展に功績等のあった方々に感謝と敬意を表し、本市における福祉活動のさらなる普及と社会福祉の一層の充実を図ることを目的に開催される大会です。

●「フチボザウルス」

社協議会のマスコットキャラクターです

名 前:プチボサウルス (Petit vosaurus)
 Petit (プチ:フランス語で「小さい、ささやかな」)
 Volunteer (ボランティア)
 Saurus (サウルス:恐竜)
 愛 称:プチボ
 誕生日:7月23日
 性 別:見た人の心に映ったまま
 好 物:子どもたちの笑顔、クッキー
 趣 味:ボランティア活動
 特 技:お顔づくりのお手伝い

(地域団体の略称) ●民生委員児童委員協議会→民児協 ●校区社会福祉協議会・地区社会福祉協議会→校(地)区社協

基本目標 Ⅰ 福祉の風土を広げ、地域の困りごとに気付く力を高めよう

1 福祉の心を広げよう



私たちの目指す住民主体の地域福祉活動を実践・継続するためには、地域住民一人ひとりに、「福祉への関心」を持ってもらうことが重要です。

そのため、広報紙の発行や啓発イベントの実施などの既存の広報活動に加え、SNS等のICT（情報通信技術）の活用を図り、年齢を問わず誰もが簡単に福祉情報を手にすることができる環境づくりを行います。

また、住民、地域団体、社会福祉施設等関係機関・団体の連携促進を図るため、お互いの活動や社会福祉に関する課題解決に向けた意識を共有する機会の充実を図ります。

地域において目指すこと	
地域住民	○ 啓発イベント等への参加や広報活動への協力
校（地）区社協	○ 見守り活動等を通じた福祉情報の提供 ○ 校（地）区社協だよりやHPを活用した情報発信
地域団体 ・自治会・民児協 ・老人クラブ ・婦人会 など	○ 社協だよりの回覧・配布等広報活動への協力 ○ 活動を通じた福祉情報の提供
社会福祉施設 ・事業所	○ 各福祉分野の制度や動向の情報発信 ○ 広報活動への協力
NPO・ボランティア団体	○ NPO・ボランティア団体の取組の情報発信 ○ 活動を通じた福祉情報の提供
企業	○ 社協だよりの配布等広報活動への協力

「北九州市の地域福祉
2021～2025」
の関連項目

- ◆地域で暮らす、すべての人の人権の尊重
- ◆福祉・ボランティアの広報・啓発及び教育の推進
- ◆地域での活動を始めたい人を後押しする環境づくり

北九州市社協の主な取り組み	
全部署	● 啓発イベントの開催（社会福祉大会、ボランティア啓発事業など） ● 事業や活動に関するパンフレットの発行
総務課	● ICTを活用した情報発信（SNS等の活用） ● 広報紙やパンフレットの発行 ● 「プチボザウルス」を活用した広報
区社協（区事務所）	● 校（地）区社協活動等の広報紙やICTを活用した情報発信

◆「ICT（情報通信技術）」

ICTは、TwitterやFacebookなどのSNS上でのやり取りやメールでのコミュニケーション、オンラインショッピング等、人同士のコミュニケーションを手助けする方法です。学生をはじめとした若年層の多くが利用しています。

北九州市社協では、市・区社協、ボランティア・市民活動センターなどのホームページ、ウェルとばたのFacebookに加え、155の校(地)区社協のホームページを開設し、地域福祉活動の情報発信を行っています。今後は、若年層との情報共有において効果が見込まれる、YouTubeでの動画配信やTwitter、Instagramなどのアカウント開設を行い、若年層や現役世代の方たちも気軽に地域福祉活動の情報を受け取り、地域福祉活動の担い手として活躍できる環境づくりを行います。

◆「北九州市社会福祉大会」

市民及び福祉関係者、ボランティア等が一堂に会し、社会福祉に関する課題の解決に向けた決意を新たにするとともに、永年にわたり社会福祉の発展に功績等のあった方々に感謝と敬意を表し、本市における福祉活動のさらなる普及と社会福祉の一層の充実を図ることを目的に開催される大会です。

◆「プチボザウルス」

北九州市社会福祉協議会のマスコットキャラクターです。



名 前：プチボサウルス (Petit vosaurus)
 Petit (プチ：フランス語で「小さい・ささやかな」)
 Volunteer (ボランティア)
 Saurus (サウルス≡恐竜)
 愛 称：プチボ
 誕生日：7月23日
 性 別：見た人の心に映ったまま
 好 物：子どもたちの笑顔、クッキー
 趣 味：ボランティア活動
 特 技：笑顔づくりのお手伝い

基本目標 ① 福祉の風土を広げ、地域の困りごとに気付く力を高めよう



2 福祉を学び、福祉の仲間を育もう

福祉協力員や民生委員・児童委員、老人クラブをはじめとする地域活動者のなり手不足やそれに伴う新たな担い手の発掘は、どの地域においても課題となっています。地域共生社会の実現に向けては、地域の困りごとに気付き、ともに支え合う地域福祉を目指す人づくりが必要です。

北九州市社会福祉ボランティア大学校の地域福祉の人材育成機能や年長者研修大学校の高齢者の社会参加を促す機能を活かし、地域住民の福祉を学ぶ機会の充実や地域活動者の担い手の確保に取り組むとともに、企業や社会福祉法人等が地域福祉の担い手として、社会貢献活動に取り組みやすい環境づくりを行います。

地域においては、次世代の地域福祉を担う子どもたちの「福祉の心」を育む福祉教育やウェルクラブ活動の充実を図ります。加えて、現役世代の「福祉への関心」を高めていくために、出前講演などの福祉について学ぶ機会の提供を行います。

地域において目指すこと	
地域住民	○ 地域福祉活動や福祉に関する研修、イベントへの参加 ○ ウェルクラブ活動への子どもたちの参加
校（地）区社協	○ ウェルクラブ活動の実施 ○ 福祉に関する出前講演や認知症サポーター養成講座等の実施 ○ 学校等が行う福祉教育への協力 ○ 地縁型ボランティア研修の参加、実施協力 ○ 各種研修や年長者研修大学校の周知協力
地域団体 ・自治会・民児協 ・老人クラブ ・婦人会 など	○ 福祉に関する出前講演や認知症サポーター養成講座等の実施 ○ 学校等が行う福祉教育への協力 ○ 各種研修や年長者研修大学校の周知協力
NPO・ボランティア団体	○ ウェルクラブ活動や福祉教育の協力（児童の受入、講師派遣など） ○ 各種研修や年長者研修大学校の講師派遣等協力
企業	○ 研修受講者の活躍の場の提供
社会福祉施設 ・事業所	○ 社会貢献活動セミナーの実施協力や参加 ○ 福祉に関する出前講演や認知症サポーター養成講座等の実施

「北九州市の地域福祉
2021～2025」
の関連項目

- ◆福祉・ボランティアの広報・啓発、及び教育の推進
- ◆地域での活動を始めたい人を後押しする環境づくり
- ◆地域共生のまちづくりを推進する人材の養成

北九州市社協の主な取り組み	
北九州市社会福祉ボランティア大学校 (研修課)	● 新たなボランティア・市民活動の担い手養成講座の実施 ● テーマ型ボランティア・市民活動者の育成 ● 小地域福祉活動者(地縁型ボランティア)育成の実施 ● 企業・社会福祉法人におけるボランティア・市民活動者の育成 ● ボランティア・市民活動者支援者の育成 ● 研修企画の支援や情報発信、活動に関する調査・研究(例) 研修受講者の意向調査や企業等へのアンケート調査
地域支援課	● 出前講演の実施 ● ウェルクラブ活動の実施支援
区社協(区事務所)	● 学校での福祉教育の実施支援 ● 研修受講者と校(地)区社協等とのコーディネート
北九州市ボランティア・市民活動センター (活動推進課)	● 研修受講者とNPO・ボランティア団体とのコーディネート ● 夏ボランティア体験学習の実施 ● 学校での福祉教育の実施支援
生活福祉課	● 認知症サポーター養成講座の実施
年長者研修大学校 (周望学舎・穴生学舎)	● 年間コースの実施による高齢者の社会参加支援 ● 年間コース等での福祉に関する研修・体験学習の実施 ● 地域活動情報支援センターによる周望学舎・穴生学舎研修生・修了生のボランティアコーディネート ● 周望学舎・穴生学舎修了生のボランティアグループの活動(立ち上げ含む)支援

◆「ウェルクラブ活動」

地域の宝である子どもたち(主に小学4～6年の児童)が、見守り・助け合い・話し合いの3つのしくみからなる「ふれあいネットワーク活動」の取り組み等に参加し、小地域福祉活動を体験するものです。

この子どもたちの活動を、Well(適切、親切)・Welcome(歓迎)・Welfare(福祉)をイメージして「ウェルクラブ(Welclub)」と名づけています。



基本目標 ① 福祉の風土を広げ、地域の困りごとに気付く力を高めよう

3 すべての人に
健康と福祉を



3 見守る力を高めよう

ふれあいネットワーク活動の見守り活動を中心に、次の3つを重点取り組みとして、地域の見守る力を高めます。

① 見守り体制の充実

子どもから高齢者まで、支援が必要な住民に見守り活動が行えるよう、校(地)区社協に近隣圏域(見守りチーム)を設定し、福祉協力員の適正な配置を行います。

② 顔の見える関係づくりと困りごとの把握

各団体における(見守り)活動を通して、住民の孤立を防ぎ、人と人との顔が見える関係をつくり、生活上の困りごとを把握します。

③ 困りごとの共有と適切なつなぎ

把握した一人ひとりの困りごとを関係者で共有するとともに、行政や関係機関・団体の福祉専門職へ適切につなぎます。

地域において目指すこと	
地域住民	○ 見守り活動への理解・協力・参加
校(地)区社協	○ 近隣圏域(見守りチーム)の設定と福祉協力員の配置
民児協	○ 支援が必要な住民に適した見守り活動の実施(頻度や方法など)
	○ 住民の困りごとの把握と適切なつなぎ
地域団体 ・自治会・民児協 ・老人クラブ ・婦人会 など	○ 福祉協力員との情報共有 例) 自治会活動や老人クラブの友愛訪問で得た情報の共有など
	○ 見守り活動の住民に対する理解促進
社会福祉施設・事業所	○ 福祉協力員等活動者への、専門性を活かした助言・支援
NPO・ボランティア団体	○ 把握した住民の困りごとの情報共有
企業	○ 業務の中で把握した住民の困りごとのつなぎ

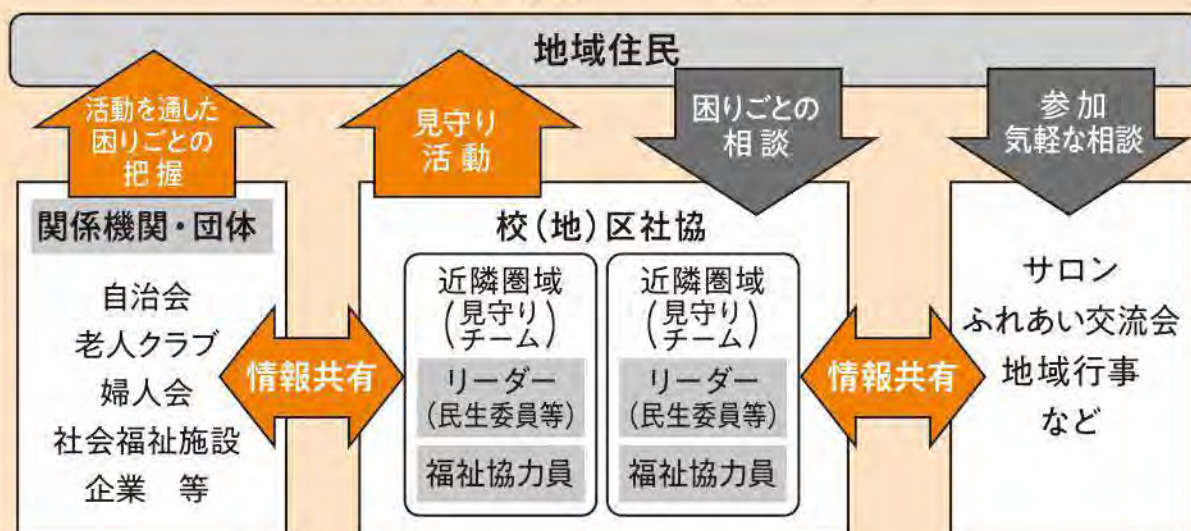
「北九州市の地域福祉
2021~2025」
の関連項目

- ◆いのちをつなぐネットワーク事業の充実・強化
- ◆認知症対策の一体的な推進
- ◆ポストコロナ時代における「支え合い」

北九州市社協の主な取り組み	
地域支援課	● 見守り活動の支援 例) 見守り対象者の名簿やマップ等の作成支援 見守り活動に役立つツールの開発や情報提供
区社協(区事務所)	● 見守り活動における人材確保や育成の支援

北九州市社協の主な取り組み	
自立支援課	● 市・区民児協事務局運営を通じた民生委員・児童委員活動の支援
区社協（区事務所）	

見守り活動の体制について（イメージ）



◆「民生委員・児童委員」

民生委員・児童委員は、住民の抱える様々な困りごとに対して、地域の「身近な相談役」として活動するボランティアで、市内で約1,500名の方が厚生労働大臣から委嘱されています。

自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへのつなぎ役としての役割を果たすとともに、高齢者、障害者、子育て世帯等の見守りなどにも重要な役割を果たしています。

◆「老人クラブ」

老人クラブとは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織で、市内に約35,000人の会員がいます。概ね60歳以上の高齢者30名で単位クラブを結成し、仲間づくりを通じて「健康・友愛・奉仕」の全国三大運動を中心に、地域の諸団体と協働して明るい長寿社会づくりに努めています。

会員による「友愛訪問活動」では、友愛訪問員が対象者宅へ“よき友人”として定期的に訪問し、安否確認と話し相手となる支えあい活動を基本に取り組んでいます。

また、必要に応じて、手づくり弁当やおやつの配食、家事援助などの日常生活の困りごと支援も行っています。

基本目標 ① 福祉の風土を広げ、地域の困りごとに気付く力を高めよう

3 すべての人に
健康と福祉を



4 困りごとを受け止める場をつくろう

住民が抱える困りごとが多様化している中、制度の枠を超えて受け止めるためには、困りごとを気軽に話せる場が必要です。現在、市内には校(地)区社協を中心に400以上のサロンが運営されており、仲間づくりの場、健康体操をする場、食事をしながら語り合う場、講座を開き勉強する場、多世代が一緒に遊ぶ場など様々なサロンがあります。地域にある身近なサロンが次の役割を担うことで、誰もが困りごとを抱え込まず話すことのできる地域づくりを行います。

【サロンが担う3つの役割】

- ① 子どもから高齢者まで地域の誰もが気軽に集まることができる場づくり
- ② 住民間のつながりや楽しみ(生きがい)をつくる場づくり
- ③ 困りごとを話すことができる場づくり

また、市社協、社会福祉施設等関係機関・団体もそれぞれの特徴を活かし、事業や業務を通して、住民の困りごとを受け止め、相談支援を行う体制づくりを行います。

地域において目指すこと	
地域住民	☐ 困りごとを抱え込まず、家族や友人、身近な住民に話す ☐ サロンや地域の行事に積極的に参画する
校(地)区社協	☐ 誰もが参加できるサロン活動の推進
地域団体 ・自治会・民児協 ・老人クラブ ・婦人会 など	☐ サロンの開設 ☐ サロン活動への支援(広報、会場提供など)
社会福祉施設 ・事業所	☐ まちかど介護相談室の実施 ☐ サロンの開設 ☐ サロン活動への支援(会場提供、講師等の派遣など)
NPO・ボランティア団体	☐ 団体の特徴を活かした相談支援 例) ひきこもり・不登校支援、学習支援、救護支援 等
企業	☐ サロンの開設 ☐ サロン活動への支援(会場提供、講師等の派遣 など)

「北九州市の地域福祉
2021~2025」
の関連項目

- ◆地域コミュニティ拠点の提供・支援
- ◆ポストコロナ時代における「支え合い」
- ◆地域住民の複合・複雑な課題に対応するための、包括的な相談支援の体制をつくる

北九州市社協の主な取り組み	
全部署	● 事業・業務を通して住民の困りごとを断らずに受け止める
地域支援課	● サロン活動の運営支援 (講師のコーディネートや会場確保などの支援)
区社協(区事務所)	● サロン活動の運営支援 (講師のコーディネートや会場確保などの支援) ● 住民や活動者の相談受け入れ(相談窓口としての機能)
北九州市ボランティア・市民活動センター(活動推進課)	● 助成金や講師紹介等によるサロン活動の支援
財務企画課	● 子どもの居場所づくり応援基金の運用

◆ 校(地)区社協が進める「サロン活動」

「サロン」とは、地域住民がつくる地域交流の場です。世代や障害の有無等を問わず、地域住民の誰もが身近な場所に気軽に集まり、参加者みんなで役割を担いながら、ふれあいを通して生きがい・健康づくり、仲間づくりや地域づくりの力を発揮しています。



◆ 「まちかど介護相談室」

平成30年10月15日付で北九州市と公益社団法人北九州高齢者福祉事業協会が締結した「地域の身近な相談拠点に関する協定」に基づき、身近で気軽に立ち寄れる介護等の相談窓口として、北九州高齢者福祉事業協会の会員施設約50か所に「まちかど介護相談室」が設置されています。

相談室では、各施設の職員が無料で電話や面談を行い、介護や介護予防等の相談に応じています。

◆ 「子どもの居場所づくり応援基金」

北九州市内の子ども食堂は、孤食の防止と地域の子どもの大人がコミュニケーションを図りながら、安心して過ごすことのできる居場所として実施しています。

地域住民と関係機関・団体と連携しながら、継続的に子ども食堂を応援するため、「応援基金」を創設し、子ども食堂の食材費や運営費として活用しています。

基本目標 Ⅱ 住民、関係機関・団体のネットワークで、困りごとを話し合おう

1 困りごとを話し合う場をつくろう



見守り活動等で把握した困りごとの解決の第一歩は「話し合う」ことです。校(地)区社協のふれあいネットワーク活動では、福祉協力員などの活動者のほか、地域の関係機関・団体等が参加して、見守りや助け合いの活動で把握した困りごと等を共有する「連絡調整会議」を開催しています。

校(地)区社協が開催する連絡調整会議や役員会を活用し、次の内容を話し合う場をつくることで、住民の困りごとの解決や助け合いのしくみの充実につなげます。

【話し合いの内容】

- ① 見守り活動の報告(困りごとの共有)
- ② 助け合い活動の報告
- ③ 困りごとや活動上の課題の解決方法

地域において目指すこと	
地域住民	○ 連絡調整会議への参画
校(地)区社協	○ 連絡調整会議の定例開催(月1回または2ヵ月に1回) ※見守りや助け合いの報告(困りごとの共有) ○ 困りごとの解決に向けた話し合いの実施 例) 連絡調整会議、役員会 など
地域団体 ・自治会・民児協 ・老人クラブ ・婦人会 など	○ 連絡調整会議等への参画 ○ 各団体の活動を通して把握した困りごと等の報告
社会福祉施設 ・事業所	○ 連絡調整会議等への参画 ○ 専門性を活かした啓発や活動提案・協力
NPO・ボランティア団体	○ 連絡調整会議等への参画
企業	○ 団体の特徴を活かした活動提案・協力

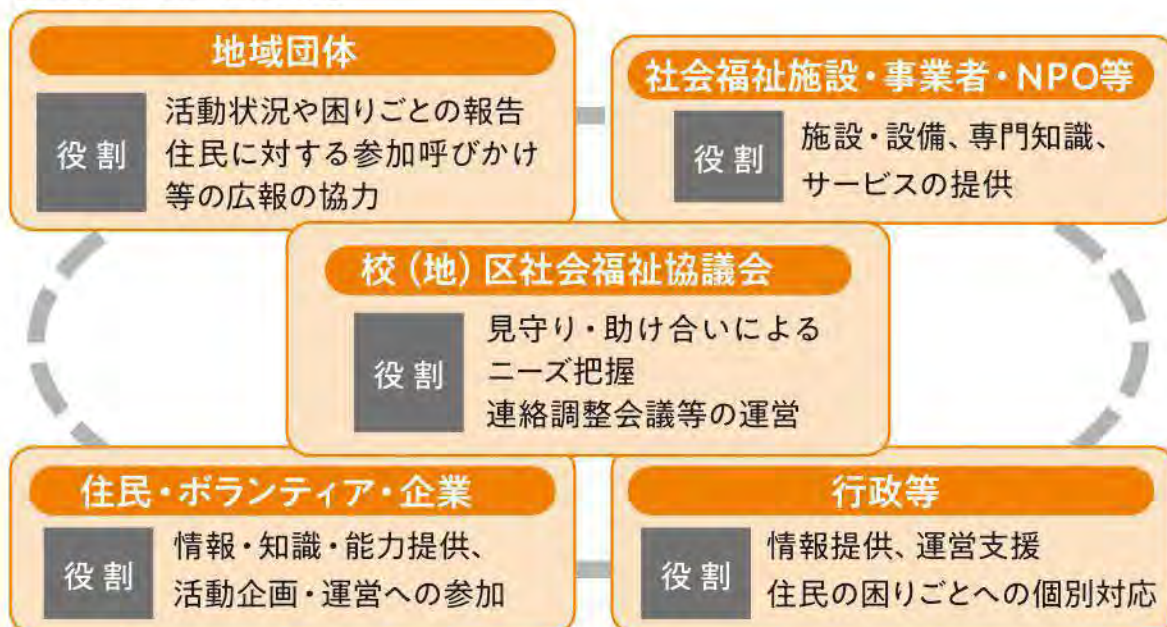
「北九州市の地域福祉
2021～2025」
の関連項目

◆地域の課題を自分たちで把握し、解決することができる環境の整備

北九州市社協の主な取り組み	
地域支援課	● 連絡調整会議等の開催・運営支援
区社協(区事務所)	● 専門職等関係機関・団体の参画促進

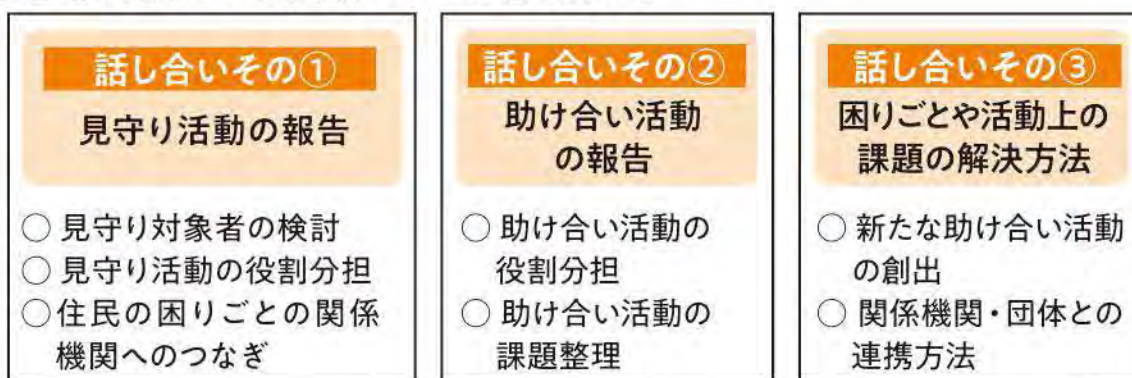
◆ 校（地）区社協が進める話し合いの場のイメージ（連絡調整会議など）

【参加者とその役割】



地域の実情に合わせた話し合いの実施

【地域の困りごとを解決する3つの話し合い】



※この話し合いの場の充実が、北九州市が目指す協議体（校区の作戦会議）の機能を有することとなります。

○「協議体」（校区の作戦会議）

高齢者等の生活支援の充実と社会参加を促進し、地域の互助能力を高めることを目的に、地域の様々な関係者が協議を行う場です。区社協に配属している地域支援コーディネーターやいのちをつなぐネットワーク担当係長が地域の実情に合わせて、地域が主体となって地域生活課題の解決に向けた協議や取り組みが進められるよう支援を行っています。

基本目標 Ⅱ 住民、関係機関・団体のネットワークで、困りごとを話し合おう

2 住民、関係機関・団体でつながろう



複雑・多様化する地域の困りごとに対応するためには、地域住民、校(地)区社協をはじめとする地域団体、社会福祉施設、企業、NPO・ボランティア団体、学校等、地域に関わる多様な主体が連携して活動に取り組むことが必要です。

社会福祉施設に求められる「地域における公益的な取組」や企業等に求められるCSR活動などを通して、より多くの社会福祉施設や企業等が校(地)区社協等地域団体と連携・協働して地域福祉活動に取り組むことができる環境をつくります。

地域において目指すこと	
地域住民	○ 地域活動への参加
校(地)区社協	○ 連絡調整会議等話し合いへの関係機関・団体の参画促進
地域団体 ・自治会・民児協 ・老人クラブ ・婦人会 など	○ 社会福祉施設等関係機関・団体とのつながり構築
社会福祉施設 ・事業所	○ 校(地)区社協等と連携した「地域における公益的な取組」の実施 ○ 社会福祉施設協議会連絡会を通じた施設の種別間の連携強化
NPO・ボランティア団体	○ ボランティア・市民活動ネットワークへの参加
企業等	○ 「CSR活動」を通じた地域活動(地域防災活動等)への参画

「北九州市の地域福祉
2021~2025」
の関連項目

- ◆ 地域の関係機関・団体の連携強化
- ◆ 家庭・地域・学校の連携推進

北九州市社協の主な取り組み	
地域支援課	● 「地域における公益的な取組」の推進 ● 各種別社会福祉施設協議会の連絡・調整 ● 民間社会福祉事業従事者共済事業の実施
区社協(区事務所)	● 校(地)区社協と社会福祉施設、企業のコーディネート ● 区社協運営委員会を通じた関係機関・団体の連携促進
北九州市社会福祉 ボランティア大学校 (研修課)	● 企業や社会福祉法人の社会貢献活動セミナーの実施 ● 企業のCSR活動等の情報発信

◆ 社会福祉法人が取り組む「地域における公益的な取組」

北九州市社会福祉協議会と各種別社会福祉施設協議会が締結した「地域における公益的な取組の推進に関する協定」を活用し、校(地)区社協と社会福祉施設のつながりをつくり、社会福祉施設が持つ福祉サービスに関する専門性やノウハウ、施設機能(施設内スペースや施設所有のバス等)と、校(地)区社協が培ってきた地域福祉活動を融合し、地域に寄り添った取組を進めます。

◎ 社会福祉施設と校(地)区社協のつながりづくり



◎ 社会福祉施設の機能を活かした取組

施設スペースを活用した 認知症サロンの実施	施設所有のバスを活用した 買い物支援の実施	災害時の避難所開設 地域との合同避難訓練
ウェルクラブ活動での 児童の受入・講義	サロン活動での施設の専門職 による講演や健康指導	施設による住民向け 福祉講座

◆ 企業が取り組む「CSR活動」

「CSR」とは「企業の社会的責任」と訳され、企業が利益を追求するだけでなく、市民や社会全体に対しての責任を果たすべく、自発的に行動を起こすことをいいます。主な活動としては、環境保全や労働環境の改善、地域社会への貢献などがあります。

北九州市社会福祉ボランティア大学校が令和元年度に行った「北九州市内の企業における社会貢献活動に関するアンケート調査」によると、調査企業の67.1%が「社会貢献活動に取り組んでいる」、「今後取り組む予定」となっています。複雑・多様化する地域生活課題の解決のために、企業の社会貢献活動への期待も高まっています。

最近では、社会貢献を慈善事業として取り組むのではなく、「SDGs」の「持続可能な活動」の観点から「事業(ビジネス)を通じて社会課題を解決する」といった、社会問題を解決しつつ、ビジネスとしても成り立つ形の取組が進められています。

基本目標 Ⅱ 住民、関係機関・団体のネットワークで、困りごとを話し合おう

3 困りごとを解決するしくみをつくろう



小地域福祉活動計画とは、地域住民が地域の様々な地域生活課題を見つけ、その課題を解決していくために、地域福祉関係者、関係機関・団体と役割分担を行いながら、継続的に取り組む体系を示したものです。

そのため小地域福祉活動計画づくりは、話し合いなどによって発見された困りごとをみんなで共有し、それを解決するしくみ（取り組み）づくりに効果があります。

小地域福祉活動計画の策定と推進を通して3つの視点である「見守り」「話し合い」「助け合い」のしくみの充実を図ります。

地域において目指すこと	
地域住民	○ 小地域福祉活動計画づくりへの参画（策定委員会などの話し合いの場への参画） ○ 小地域福祉活動計画の推進への協力
校（地）区社協	○ 策定委員会などの話し合いの場を活用した小地域福祉活動計画の策定 ○ 小地域福祉活動計画の推進（広報・協力の呼びかけ・活動実施）
地域団体 ・自治会・民児協 ・老人クラブ ・婦人会 など	○ 小地域福祉活動計画づくりへの参画（策定委員会などの話し合いの場への参加） ○ 小地域福祉活動計画の周知や推進への協力
社会福祉施設・事業所	
NPO・ボランティア団体	
企業	

「北九州市の地域福祉
2021～2025」
の関連項目

◆地域の課題を自分たちで把握し、解決することができる環境の整備

北九州市社協の主な取り組み	
地域支援課	● 「小地域福祉活動計画策定への支援 例）策定委員会・連絡調整会議の運営支援、計画書づくりの支援、策定のための研修会の実施
区社協（区事務所）	● 小地域福祉活動計画推進への支援

◆ 小地域福祉活動計画の例示（参考）



◆ 小地域福祉活動計画策定の効果

1. 地域の困りごとに対応する新たな取り組みの立ち上げ

- ・生活の困りごとをお手伝いするボランティアグループ（お助け隊）の結成や、「ふれあい朝市」など、助け合い活動の新たなしくみの構築
- ・認知症や福祉救援などをテーマとした新たな取り組み
- ・集いの場（サロン等）の新設

2. 活動基盤の強化

- ・ふれあいネットワーク活動の充実・強化
→福祉マップ作成（見守り対象者や活動者の確認）、研修会等による活動者の発掘
- ・連絡調整会議への多様な関係者の参画（施設や学校の職員など）
- ・自主財源の確保や広報活動の強化

★ 現役世代の地域活動への参画！（新たな活動者の発掘）

小地域福祉活動計画を策定している校（地）区社協の中には、仕事を持つ現役世代が積極的に地域活動に関わることでできるしくみをつくり、活動者の発掘を行っているところもあります。

災害時での避難誘導や力仕事に対応するためには「若い力が必要」ということで、現役世代を中心とした「お助け隊」を発足するとともに、LINEグループをつくり、地域の防災情報だけでなく、地域の活動や困りごとにも共有しています。災害時での活動に加え、日々の困りごとに対しても、現役世代が活躍しています。

基本目標Ⅱ 住民、関係機関・団体のネットワークで、困りごとを話し合おう

4 未来に向けた活動を考えよう(調査・研究・提言)



地域福祉活動を「持続可能な活動」としていくためには、現在の活動を把握するとともに、これからの地域の状態を予測し、将来の地域に合った活動を考えていく必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大といった予期せぬ事象にも、新たに対応していく必要もあります。

北九州市社協では、総合企画委員会等の機能を活用し、関係機関・団体と協働して、地域生活課題の解決や地域社会の要請に応えていくための新たな活動の企画・提案を行ってきました。また、ふれあいネットワーク活動の中間報告や実績報告、ボランティア・市民活動実態調査、年長者研修大学校修了生活動実態調査などを通して、地域福祉活動の実態把握に努めてきました。

今後も、地域福祉活動の実態を把握し、地域生活課題と新たな福祉ニーズの調査を行い、地域福祉活動の持続可能な活動に向けた企画・提言を行っていきます。

地域において目指すこと	
地域住民	○ 社協等が実施する調査への協力
校(地)区社協	○ ふれあいネットワーク活動の中間報告や実績報告の作成
地域団体 ・自治会・民児協 ・老人クラブ ・婦人会 など	○ 総合企画委員会等への参画や意見発信
社会福祉施設・事業所	○ 社協等が実施する調査への協力
NPO・ボランティア団体	○ 各種調査結果の活用
企業	

北九州市社協の主な取り組み	
全部署	● 各種事業の点検・評価 ● 必要に応じた各種調査の実施
地域支援課	● 総合企画委員会の実施 ● ふれあいネットワーク活動第三者評価委員会の実施 ● 調査・研究に基づいた活動の企画
北九州市ボランティア・市民活動センター(活動推進課)	● ボランティア・市民活動実態調査の実施 ● 調査・研究に基づいた活動の企画
区社協(区事務所)	● 各種調査結果の活用

○「持続可能な活動」を見据えた地域福祉活動の展開

私たちが進める地域福祉活動が、住民の生活状況に寄り添って、いつまでも続けられるよう、現在の北九州市の状況を踏まえた取り組みを検討し進めます。

◆「新型コロナウイルス感染症拡大」の影響による地域福祉活動の展開

令和2年に新型コロナウイルス感染症が発生し、北九州市においても同年3月以降、感染症の流行が見られ、各種イベントの中止や学校の休校、各種施設の休館に併せて、住民にも外出の自粛などの要請が行われました。こうした状況は、誰かとつながっていること、誰かを支えたり支えられたりしていることの大切さを改めて教えてくれました。つながりをつくり、私たちの地域福祉活動を続けるためにも、北九州市が示した「5つの行動目標」に沿って工夫されている様々な地域の活動を把握し、発信します。
(新たな取組)

- ・メッセージカードの配付や往復はがき、電話を活用した見守り活動の実施
- ・少人数、ソーシャルディスタンスに配慮したサロン活動の実施 など

◆ICTを活用した地域福祉活動の展開

令和2年の新型コロナウイルス感染症の拡大において、地域福祉活動は様々な制約を受けましたが、感染予防のためのICTの活用は、地域福祉活動の有用なツールであることも確認できました。今後はICTを活用した地域福祉活動の展開を図っていきます。

(新たな取組)

- ・スマホアプリの使い方講座などの、ICTを活用するための出前講座の実施
- ・地域福祉活動におけるLINEやTwitter、YouTubeなどの活用

◆「希望のまちプロジェクト」による地域福祉活動の展開

令和2年、認定NPO法人「抱樸」により、特定危険指定暴力団旧事務所跡地に「福祉事業を中核とした全世代型の総合的福祉施設」を建設するプロジェクトが始まりました。このプロジェクトは、地域のニーズを探り、地域に根ざした「共生と福祉」の「希望のまち」を目指すものです。

本会がこれまで地域福祉活動で培ってきた取り組みを活かすとともに、未来に向けた福祉のまちづくりのために、このプロジェクトの「応援団」となり、企画・提言を行っていきます。

基本目標 Ⅲ 一人ひとりの困りごとを助け合おう

1 生活の困りごとを助け合おう



住民による助け合い活動は、家事や介護・育児などの困りごとを、住民同士がお互いに力を出し合い、解決を図るものです。

住民による助け合い活動には、隣近所の人間関係による自然な助け合いから、見守り活動などにより発見された困りごとに福祉協力員やニーズ対応員が取り組む日常簡易な助け合い活動（ふれあいネットワーク活動）、配食サービスや買い物支援（移動販売やふれあい市場）といったしくみを持った助け合いまで様々なかたちがあります。

また、住民による助け合い活動のしくみをつくり、困りごとと地域の活動を円滑にマッチングする地域生活支援相談員を配置している校(地)区社協もあります。

そのほか、シルバーひまわりサービス（高齢者の送迎）など、北九州市社協がしくみをつくり、市民の参加により市域・区域で実施している助け合い活動もあります。

見守り・話し合い活動で把握した様々な困りごとに対応するためには、公的サービスに加えて、住民による助け合い活動が必要です。そのため、隣近所の人間関係などによる自然な助け合いを原点に、ふれあいネットワーク活動の助け合いのしくみの充実を図るとともに、住民や関係機関・団体と協働した助け合い活動の充実を図ります。

地域において目指すこと	
地域住民	○ 住民による助け合い活動の周知や協力、参加
校(地)区社協	○ ふれあいネットワーク活動の助け合いのしくみの充実 ○ 校(地)区の課題に応じた助け合い活動のしくみづくり 例) ニーズ対応員の拡充やおたすけ隊の立ち上げ 朝市の開催や移動販売等による買い物支援 など ○ 地域生活支援相談員の配置
地域団体 ・自治会・民児協 ・老人クラブ ・婦人会 など	○ 助け合い活動のしくみづくりへの協力及び理解促進 ○ 助け合い活動の担い手としての協力
社会福祉施設 ・事業所	○ 施設の専門性や機能を活かした助け合い活動への協力 例) 専門性を持った人の助け合い活動への参加 バスや会場の提供 等
NPO・ボランティア団体 企業	○ 住民による助け合い活動への参加、協力

「北九州市の地域福祉
2021～2025」
の関連項目

◆ 地域の課題を自分たちで把握し、解決することができる環境の整備

北九州市社協の主な取り組み	
地域支援課	● 助け合い活動の支援 ● 地域生活支援活動推進事業の実施
北九州市ボランティア・市民活動センター（活動推進課）	● シルバーひまわりサービス（送迎）の実施 ● 腕自慢おまかせサービスの実施
区社協（区事務所）	● 助け合い活動の支援 ● 地域生活支援相談員と連携した助け合い活動の充実 ● シルバーひまわりサービス（送迎）の実施 ● 腕自慢おまかせサービスの実施
北九州市社会福祉ボランティア大学校（研修課）	● 研修を通じた生活支援ボランティアの養成 例）腕自慢ボランティア養成講座、ふくしのまちづくり講座

◆「地域生活支援活動推進事業」

地域生活支援活動推進事業は、校（地）区社協ごとの地域活動の拠点となる場（市民センター、公民館など）に市社協が「地域生活支援相談員」を配置する事業です。

地域生活支援相談員は困りごとを抱えた住民と地域の活動者をマッチングし、地域の助け合い活動が円滑に進めることが出来るようお手伝いをします。

本事業を通して、校（地）区社協等の助け合い活動のしくみづくりを促進していきます。



◆「腕自慢おまかせサービス」

家具の移動や電球交換など、生活上のちょっとした困りごとに対し、市民や企業のグループ等がボランティアとして趣味・特技を活かしお手伝いをしています。

基本目標 Ⅲ 一人ひとりの困りごとを助け合おう

2 ボランティア・市民活動をすすめよう



ボランティア・市民活動を取り巻く環境に影響を与えている主な要素として、

- ①地域の生活課題、個人や家族の福祉ニーズが多様化・複雑化・深刻化してきている
- ②災害が多発し、被災者支援に対する国民の意識と参加が高まっている
- ③ボランティア・市民活動に参加する対象が、子どもから高齢者、ボランティアから企業まで拡大してきている
- ④介護保険制度や生活困窮者自立支援制度等、国の制度の見直しに伴ってボランティア・市民活動に注目が集まっている

という4点に整理されます。（「市区町村社会福祉協議会ボランティア・市民活動センター強化方策2015」より抜粋）

こうした背景の中、様々な課題を解決するボランティア・市民活動を推進することが期待されています。

また、ボランティア活動の4原則（「自発性」「社会性」「先駆性」「無償性・互酬性」）の枠にとどまらない「市民活動」や「住民参加型福祉サービス」、「コミュニティビジネス」等、多様な主体同士の連携を進めることで、解決できる課題も広がると考えます。

地域共生社会の実現に向けては、ボランティア・市民活動に参加する対象を限定することなく、「当事者」である人の参加を得て進めることも大切です。誰もがボランティア活動を通じて、地域や社会に参加することができるという確信を、活動を推進する私たち自身が持つ必要があります。

地域において目指すこと	
地域住民	○ ボランティア・市民活動への参加
校（地）区社協	○ ふれあいネットワーク活動での助け合いのしくみの推進 ○ 住民参加型福祉サービスへの理解と協力、情報共有
地域・自治会・民児協 団体・老人クラブ ・婦人会 など	○ 助け合い活動への協力 ○ 住民参加型福祉サービスへの理解と協力、情報共有
当事者団体	○ 各主体との情報共有 ○ ボランティア・市民活動への参加
社会福祉施設・事業所	○ 従事者等へのボランティア活動に対する理解促進
企業	○ ボランティア・市民活動ネットワークへの参加
NPO・ボランティア団体	○ ボランティア・市民活動ネットワークへの参加

「北九州市の地域福祉
2021～2025」
の関連項目

- ◆ 地域での活動を始めたい人を後押しする環境づくり
- ◆ 地域での活動を続けることができる環境づくり

北九州市社協の主な取り組み	
区社協（区事務所）	● ボランティア活動のコーディネート ● 校（地）区社協等の助け合い活動の支援 ● 地域支援コーディネーター等によるニーズの把握 ● 実施事業に参加するボランティア活動者の拡大 ● 福祉教育及びボランティア啓発事業の実施 ● 区域のボランティア・市民活動団体のネットワーク構築
北九州市ボランティア・市民活動センター（活動推進課）	● 実施事業に参加するボランティア活動者の拡大 ● 福祉教育及びボランティア啓発事業の実施 ● ボランティア・市民活動ネットワークの構築 ● ボランティアコーディネーターの育成 ● 当事者参加によるボランティア活動の推進
北九州市社会福祉ボランティア大学校（研修課）	● 新たなボランティア・市民活動の担い手養成講座の実施 ● テーマ型ボランティア・市民活動者育成の実施 ● ボランティア・市民活動支援者育成の実施

◆「住民参加型福祉サービス」

福祉の中心が「施設」から「在宅」へ移行する中で、日々の生活を支えるボランティア活動が求められるようになりました。サービスの受け手側の「お礼をしないと気が済まない」という思いと、「お礼を受け取ってはボランティア活動ではない」というボランティア活動者の思いを受けて、1980年代後半に「住民参加型福祉サービス」という整理がなされました。具体的には、①有料・有償であるがボランティア精神がもとめられること、②住民が担い手であり、受け手であること、③利益を住民・地域に還元する活動であること、④コミュニティづくりを志向する活動であること、⑤公的サービスではできないサービスを提供できること、とされています。

◆「当事者団体」

高齢者や障害のある人、介護者の他、何らかの生活課題を抱えた当事者の仲間づくりや情報交換、課題解決や改善に向けた活動に取り組む団体です。

◆「ボランティア・市民活動ネットワーク」

地域生活課題の解決に向けて、分野に特定されることなく、多様なボランタリー活動が共に取り組んでいく協働の場を、市域・区域にて展開します。

基本目標 Ⅲ 一人ひとりの困りごとを助け合おう

3 安心な暮らしを守ろう（権利擁護）



認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の安心な暮らしを守るため地域における権利擁護（判断能力が不十分な人の権利を守り、その人が安心して自分らしく生活が送れるように支援すること）の推進を図ります。

判断能力が不十分な
人たちの困りごとに
「気づく」地域

困っている人に
気づいたら
「つなぐ」地域

判断能力が
不十分な人たちを
「見守る」地域

権利擁護の推進にあたっては、地域住民や社会福祉施設・事業所等と連携しながら、利用者を中心とした見守りのネットワークをつくります。

また、成年後見制度の利用が必要な場合は、専門職団体や北九州成年後見センター、家庭裁判所とも連携し、利用申し立てや成年後見人等の選任が円滑に進むよう支援します。

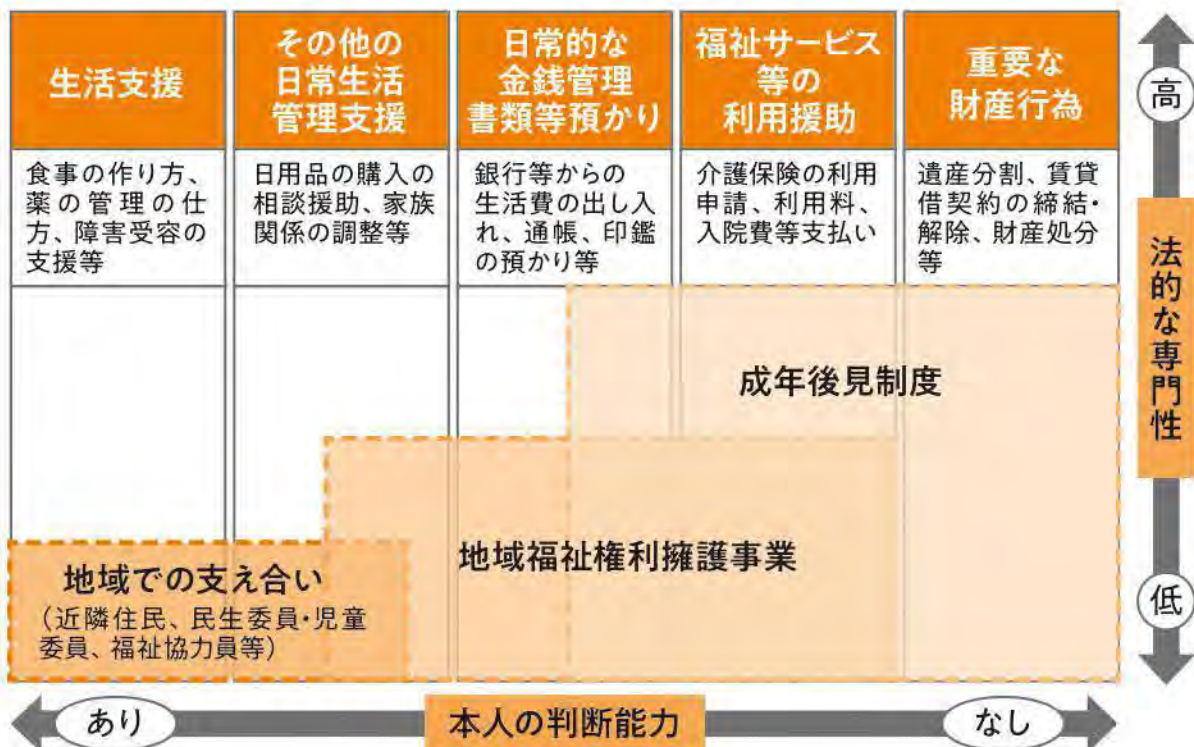
地域において目指すこと	
地域住民	○ 知的、精神障害のある人の支援（権利擁護）についての学びの場づくり ○ 判断能力が不十分な人への見守り活動の実施 ○ 判断能力が不十分な人の困りごとの把握と適切なつなぎ
校（地）区社協	
地域団体 ・自治会・民児協 ・老人クラブ ・婦人会 など	
社会福祉施設 ・事業所	○ 知的、精神障害のある人の支援（権利擁護）についての学びの場づくり ○ 本人、家族からの相談対応 ○ 福祉サービス等の利用援助 ○ 行政や専門職・機関との支援のネットワークづくり
専門職団体 ・弁護士会 ・司法書士会 ・社会福祉士会	○ 法律や福祉の専門性を活かした相談・支援 ○ 専門的な視点から助言・支援 ○ 権利擁護の担い手の養成・育成 ○ 行政や関係機関、家庭裁判所との連携

「北九州市の地域福祉
2021～2025」
の関連項目

- ◆ 地域で暮らす、すべての人の人権の尊重
- ◆ 判断能力が不十分な人への支援
- ◆ 虐待・暴力の予防、早期発見から支援へつなげる環境づくり

北九州市社協の主な取り組み	
権利擁護・ 市民後見センター (権利擁護課)	● 地域福祉権利擁護事業の実施 ● 法人後見事業の実施 ● 地域福祉権利擁護事業と成年後見制度との連携 ● 地域福祉権利擁護事業と生活困窮者自立支援事業との連携 ● 権利擁護関係機関、専門職との支援のネットワークづくり ● 権利擁護の担い手(支援員)の確保・育成 ● 市民後見人の養成・活動支援 ● 出前講演、イベントによる権利擁護の理解促進 ● パンフレット・リーフレットの作成・活用 ● 権利擁護セミナーの開催
地域支援課	● 地域における「知的、精神障害のある人の支援(権利擁護)」についての学びの場づくり ・活動者や地域住民への啓発講座 ・福祉協力員や民生委員・児童委員に対する研修
区社協(区事務所)	

◆ 地域福祉権利擁護事業と成年後見制度等の援助内容・範囲



基本目標 Ⅲ 一人ひとりの困りごとを助け合おう

4 社会参加・自立をすすめよう



仕事に関することやお金のやりくり、家族関係などの生活基盤の困りごとや加齢に伴う体力の低下や活躍の場の喪失など、その人らしい社会参加や自立を妨げる要因は様々あります。困りごとを複合的に抱えたり、制度の狭間に陥りどこに相談すればいいのか分からなかったり、自ら助けを求めたりすることができない人もいます。

課題を抱えた人の社会参加や自立と一緒にすすめていく上では、課題解決の支援とともに、その人や世帯が孤立することなく、それぞれに合った地域や社会とのかかわりを築いていく必要があります。

そのため、中高年から高齢者を対象に健康づくりやボランティア活動、介護予防が身近な地域でできるよう、各種の取り組みを進めます。障害のある人やひとり親家庭の人へは、貸付制度の運用などにより、社会参加・自立の支援を行います。

生活基盤の困りごとを抱える人へは、生活困窮者自立支援制度において、本人が早めに助けを求めることができるよう、制度の理解促進を図り、関係機関・団体と連携しながら、生活に困窮する世帯への適切な支援に取り組みます。

地域において目指すこと	
地域住民	☐ 本人・世帯の状況に応じた社会参加 ☐ 生活困窮者支援への理解・協力
校(地)区社協	☐ 高齢者地域交流支援通所事業等の参加や周知協力 ☐ 生活困窮者支援への理解・協力
地域団体 ・自治会・民児協 ・老人クラブ ・婦人会 など	☐ 生活困窮状態にある住民の把握や適切なつなぎ
社会福祉施設・事業所	☐ 社会福祉施設・事業所の機能を活かした生活困窮者への支援 ☐ 障害者(児)・ひとり親家庭交流事業の実施・支援 ☐ 介護支援ボランティアの受け入れ
NPO・ボランティア団体	☐ ボランティア活動等、多様な住民の活躍の場の提供
企業	☐ 多様な働き方の場の開拓 ☐ 障害者就労支援施設製品等の活用

「北九州市の地域福祉
2021～2025」
の関連項目

- ◆ 制度の狭間にある人や地域で孤立している人などに支援が届く体制をつくる
- ◆ 地域における健康づくり活動の推進

北九州市社協の主な取り組み	
自立支援課	● 生活困窮者自立相談支援事業の実施 ● 地域福祉権利擁護事業との連携 ● 生活福祉資金貸付制度の運用 (低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯) ● 潜在保育士の保育所再就職・復帰支援資金貸付事業の運用 ● ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の運用 ● 出前講演等による生活困窮者支援の理解促進
生活福祉課	● 高齢者地域交流支援通所事業の実施
北九州市ボランティア・市民活動センター(活動推進課)	● 介護支援ボランティア事業の実施
財務企画課	● 障害者就労支援施設製品等の活用促進 ● 社会福祉施設利用者のスポーツイベント等の参加機会提供
区社協(区事務所)	● 出前講演等による生活困窮者支援の理解促進 ● 高齢者地域交流支援通所事業、介護支援ボランティア事業の周知

◆「高齢者地域交流支援通所事業」

市内に居住する在宅の65歳以上の高齢者のうち、要介護状態等になるおそれの高い方に対して、出来るだけ長く地域で自立した生活ができるよう、市内50カ所の市民センターにおいて、介護予防や自立支援のためのプログラムを提供しています。

また、プログラムの運営を担う支援員や指導員が、利用者の認知機能の低下やうつ予防の観点から利用者の状況把握に努め、きめ細かい見守りや助言を行っています。

◆「介護支援ボランティア事業」

市内に居住する65歳以上の高齢者が、特別養護老人ホーム等の介護保険施設・事業所で、入所者の話し相手や芸能披露等のボランティア活動を行った場合にポイントが付与され、貯まったポイントを換金又は寄付することができる事業です。

事業を通して、高齢者の社会参加や地域貢献による生きがいづくりにつながるとともに、新たなボランティアのきっかけづくりにもつながっています。

基本目標 Ⅲ 一人ひとりの困りごとを助け合おう

5 災害時に備えよう



近年は、異常気象にともなう集中豪雨や、台風の巨大化による風水害が全国各地で頻発しています。これまで比較的災害が少ないと思われていた北九州市においても例外ではなく、平成30年7月豪雨では残念ながら人的被害も発生してしまいました。

自然災害に向かい合っているのは、住民や地域団体、企業、行政などの地域社会全体です。そのため、こうした多様な主体がそれぞれの特徴を活かし、状況に応じて柔軟に連携しながら、総合的な防災対策に取り組んでいく地域社会を構築し、災害から命を守りぬいていくことが重要です。

「北九州市地域防災計画」（北九州市防災会議）においても、次の方針が示されています。

① 自助意識の醸成

“自らの命は自らが守る”という住民の「自助」意識を育み、日常からの備えや防災訓練への参加、避難場所の確認など、住民の主体的な防災対策を促進する。

② 共助の風土づくり

日頃からの隣近所の付き合いを大切にした地域づくりを進め、自主防災組織の強化や、高齢者などの支援といった地域住民が助け合う「共助」による防災対策を促進する。

③ 公助の推進

北九州市の各部局をはじめとする防災関係行政機関が協力しながら、地域や企業等との連携の工夫や、災害想定に基づいた効果的な防災施設の整備、避難計画の策定・周知など、実効性のある「公助」の取り組みを推進する。

本計画においても、「北九州市地域防災計画」の推進を図るとともに、日頃の見守り活動を活かした避難行動要支援者の把握や支援体制の充実を図る「災害時の福祉救援体制づくり」や災害時のボランティアコーディネート及び災害ボランティアセンター設置・運営を円滑に進めるための体制づくりを進めます。

地域において目指すこと	
地域住民	☐ 自助意識の醸成 ☐ 共助の取り組みへの参加
校（地）区社協	☐ 地域住民及び組織内での自助意識の醸成に関する啓発 ☐ 共助の取り組みの推進 ☐ 災害時の福祉救援体制づくりの推進 ・関係機関・団体との連携 ・要支援者の把握と避難行動計画作成 ・要支援者ごとの見守り担当者の決定 ☐ 災害復興時のニーズ把握

地域において目指すこと	
地域団体 ・自治会・民児協 ・老人クラブ ・婦人会 など	○ 組織内での自助意識の醸成に関する啓発 ○ 校(地)区社協と協働した共助の取り組みの推進 ○ 災害復興時のニーズ把握
社会福祉施設・事業所 NPO・ボランティア団体 企業	○ 組織内での自助意識の醸成に関する啓発 ○ 共助の取り組みへの理解促進、連携 ○ 専門性を活かした災害復興時の支援・協力

「北九州市の地域福祉 2021～2025」 の関連項目	◆ 災害時の助け合いのしくみづくり ◆ 避難行動要支援者の把握・見守りの体制づくり ◆ 福祉避難所の設置 ◆ 災害ボランティアセンターの設置・運営のためのネットワークづくり
--	---

北九州市社協の主な取り組み	
総務課	● 市社協の防災体制の確立
施設部	● 戸畑駅前地区防災相互応援協定の推進 ● 火災避難訓練、地震避難訓練の実施
地域支援課	● 自助意識の醸成及び共助の取り組みへの支援 ● 校(地)区社協の災害時の福祉救援体制づくりの支援
区社協(区事務所)	● 「地域における公益的な取組の推進に関する協定」締結団体との協働の促進
北九州市ボランティア・市民活動センター(活動推進課)	● 「災害時相互協力協定」締結団体との連携の促進 ● 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の開催 ● 災害ボランティア登録者の拡大
北九州市社会福祉ボランティア大学校(研修課)	● 災害ボランティアの養成及びフォローアップ

◆「戸畑駅前地区防災相互応援協定」

JR戸畑駅、イオン戸畑店、福岡銀行戸畑支店、本会の4者間で、「戸畑駅前地区防災相互応援協定」を締結することで、公共交通機関を利用されている帰宅困難者の受け入れや、物資の供給を迅速かつ円滑に行える体制をとっています。

◆「災害時相互協力協定」

平成27年度より、市内の経営者団体や労働組合、生活協同組合等との協定を進め、定期的な連絡会を開催するとともに、当会が行う研修等にも参加をいただき、有事に備えた連携体制づくりを継続して行っています。

基本目標 Ⅲ 一人ひとりの困りごとを助け合おう

6 活動のための財源をつくろう



地域福祉活動の財源には、自治体からの補助金・委託金をはじめ、活動団体への賛助会費や寄付金、収益事業による自主財源、共同募金配分金などがあり、例えば、地域福祉活動の一つである「ふれあいネットワーク活動」にも、会費や寄付金、自主財源や共同募金配分金が充当されています。

そこで、地域福祉活動を安定的・継続的に進めることができるよう、これらの財源を確保する取り組みを進めます。

また、地域福祉活動に対する寄付や協賛が地域に根付くためには地域福祉活動に対する市民の理解と賛同を得る必要があります。そのために、市民が本当に必要としているニーズに沿った活動を推進し、その活動が市民一人ひとりにとって役立つものであるという意識の醸成を図れるよう取り組みます。

地域において目指すこと	
地域住民	☐ 活動団体への賛助会費や寄付金等への協力 ☐ 地域福祉活動の財源確保への理解と協力
校（地）区社協	☐ 活動者（団体）への賛助会費や寄付の周知と協力 ☐ 地域における収益事業への取り組み ☐ 共同募金活動の周知と協力
地域団体 ・自治会・民児協 ・老人クラブ ・婦人会 など	
社会福祉施設・事業所	
NPO・ボランティア団体	
企業	

「北九州市の地域福祉
2021～2025」
の関連項目

◆ 地域での活動を続けることができる環境づくり

北九州市社協の主な取り組み	
全部署	☒ 社協活動PRによる賛助会員加入促進
区社協（区事務所）	☒ 社協活動PRによる賛助会員加入促進 ☒ 寄付等の呼びかけ ☒ 共同募金会の各区支会と協働した啓発活動の実施

北九州市社協の主な取り組み	
財務企画課	● 寄付等の呼びかけ ● 新たな収益事業の検討・実施 ● 効果的な資産運用の検討 ● 共同募金活動の広報啓発への協力 ● システム導入等による法人全体の事務の効率化・経費削減 ● 行政への事業に対する公費補助の要望

◆「北九州市社会福祉協議会賛助会員」

賛助会員とは、北九州市社会福祉協議会が行う活動にご賛同いただき、活動を財政面で支えてくださる個人及び企業・法人のことです。

ご賛同いただいた賛助会費は、北九州市社会福祉協議会の行う事業、155の校（地）区社会福祉協議会の活動支援、高齢者・障害のある方等への支援等に活用されています。

◆「赤い羽根共同募金」

赤い羽根共同募金は、敗戦による深刻な社会的・経済的混乱の中で、昭和22年に親をなくした子どもたちの支援等を目的として始まりました。

赤い羽根共同募金の特色は、「じぶんの町を良くするしくみ。」として、寄付金が「寄付された地域で活用される福祉財源」となることです。寄付された地域で支援を必要とする子ども・障害のある人・高齢者をはじめ、ひとり親世帯、生活困窮世帯などの支援に活用されています。また、近年頻発する自然災害での被災者復興支援や新型コロナウイルス感染下での子どもや居場所を失った方への緊急活動応援等にも役立てられています。



第5章 計画の推進と評価

1 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、基本項目の「地域において目指すこと」を地域住民、関係機関・団体等が効果的に取り組みやすいように、市社協の担当部署が責任を持ち、基本項目の「主な取り組み」やその他の事業を実施します。

市社協担当部署は、その実施状況を取りまとめ、各区の地域福祉活動者の代表者及び地域福祉に関する関係機関・団体、学識経験者等からなる総合企画委員会に報告し、点検・評価を受け、それを踏まえて計画の推進及び進行管理を行います。

2 計画の評価と考え方

地域福祉活動計画の取り組みの多くは、地域住民や校(地)区社協の活動者などボランティアによって行われることや、多様な主体が連携・協働し生み出されるものであることから、定量的な評価になじまない活動があります。また、定量的な評価のみにとらわれると、その取り組みの中での気づきや変化・成長が見落とされるおそれがあります。

そこで、計画の評価にあたっては、次のように定性的な評価とあわせて、定量的な指標を用いて行います。

(1) 定性的な評価

取り組みの中での気づきや変化・成長を大切にするため、当事者・関係者が参画する市社協の各分野における常設委員会での意見を踏まえ評価を行います。

《市社協常設委員会》

- ボランティア・市民活動センター運営委員会
- 各区社協運営委員会
- 北九州シニアネットワークアカデミー運営・改善委員会

(2) 定量的な評価

計画の評価にあたっては、市社協各部署の「主な取り組み」の中で、定量化できる事業について、その数値を指標とします（5年後の目標は、今後の新型コロナウイルス感染症の地域福祉活動への影響が完全に把握できない計画策定段階で設定しています）。

また、取り組みの中での気づきや変化・成長を大切にするため、福祉協力員の活動における充実（満足）度を調査するなど、成果指標の導入を実施します。

No.	定量指標	第5次計画中の推移(年度)				5年後の目標
		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	
基本目標 Ⅰ	福祉に関する研修・講演の受講者数 (各種研修、出前講演、認知症サポーター養成講座)	13,253人	13,732人	12,084人	14,259人	15,500人
	ウェルクラブ活動、夏ボランティア体験学習の参加者数	3,151人	2,795人	2,957人	3,517人	増加
	福祉協力員の人数	61世帯に1人 (6,935)	62世帯に1人 (6,921)	62世帯に1人 (6,854)	63世帯に1人 (6,830)	50世帯に1人の配置
	サロン開設数	397ヶ所	432ヶ所	403ヶ所	417ヶ所	増加
基本目標 Ⅱ	連絡調整会議を月1回または2か月に1回定例的に開催する校(地)区社協数	122校(地)区	128校(地)区	125校(地)区	130校(地)区	155校(地)区 社協での実施
	社会福祉施設と連携した取り組みを行う校(地)区社協数	—	7校(地)区	26校(地)区	58校(地)区	100校(地)区 社協での推進
	小地域福祉活動計画の推進を行う校(地)区社協数	32校(地)区	40校(地)区	44校(地)区	49校(地)区	100校(地)区 社協での推進

No.	定量指標	第5次計画中の推移（年度）				5年後の目標
		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	
基本目標 Ⅲ	ふれあいネットワーク 活動の助け合い 活動件数	693,004 件	681,254 件	687,665 件	721,850 件	増加
	シルバー ひまわりサービスの 送迎件数	4,107 件	3,987 件	4,397 件	4,114件 稼働率 55%	稼働率 65%
	ボランティア相談・ コーディネート件数	31,700 件	32,197 件	30,400 件	31,039 件	増加
	権利擁護セミナーの開催	出前講演 10回	出前講演 20回	出前講演 9回	セミナー 1回(市域)	7区域での セミナー等の 開催
	権利擁護に関する 出前講演の開催				出前講演 13回	
	地域福祉権利擁護 事業の契約者実数 ・待機者数 (各年度末時点)	契約者 310人 待機者 —	契約者 320人 待機者 —	契約者 314人 待機者 —	契約者 311人 待機者 29人	待機者の 解消
	法人後見・ 市民後見受任 新規件数	10件	2件	5件	10件 (延べ102件)	10件/年 (延べ150件)
	生活困窮者 自立相談支援事業の 新規相談受付件数 (人口10万人あたりの相談件数)	9.3 件/月	9.9 件/月	13.5 件/月	15.6 件/月	16件/月
	災害ボランティア の登録者数	117人	138人	287人	332人	400人 (20件/年増加)
	市社協賛助会費 収入(千円)	4,961 千円	5,276 千円	4,849 千円	10,220 千円※	11,880千円

※市社協賛助会費は、令和元年度に市社協・区社協法人一元化が行われ、同年から市社協・区社協の合計額となっています。

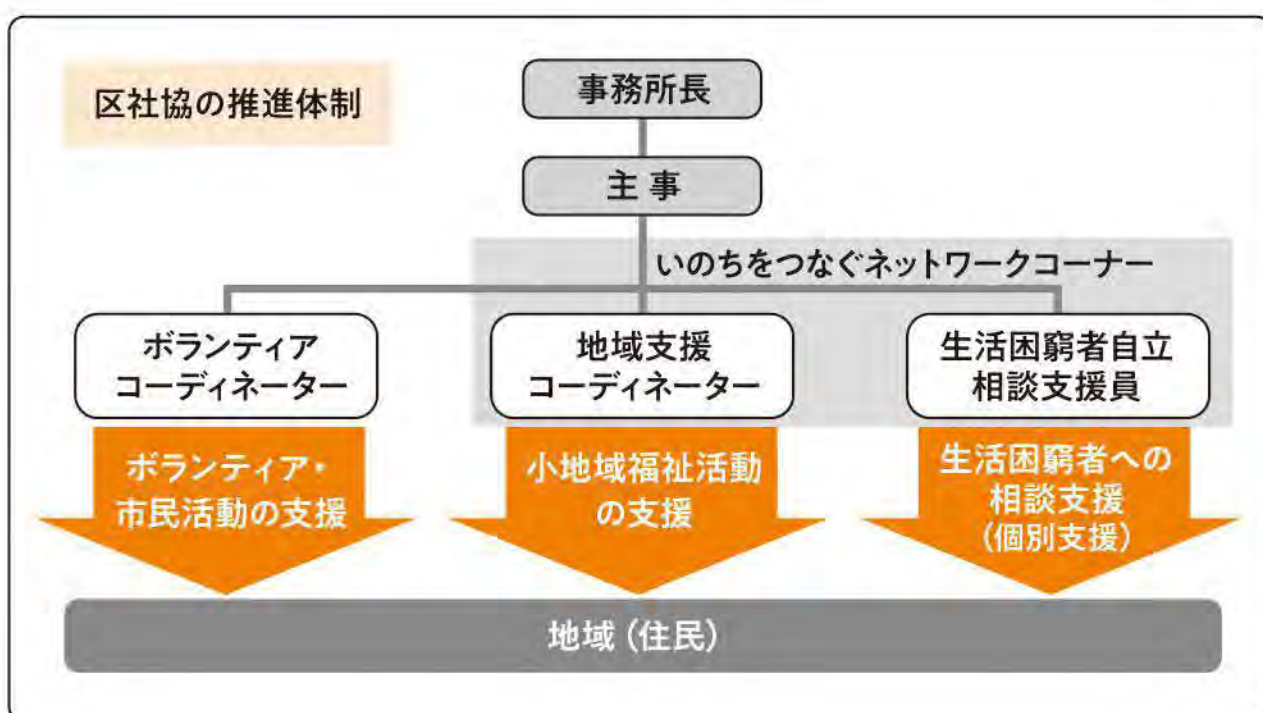
3 社会福祉協議会の推進体制

北九州市内の社会福祉協議会の組織は、住民生活に最も身近な155の校(地)区社協と7つの区社協(区事務所)と市社協で構成されており、同じ目的を持ち、相互に協力・連携しながら活動を推進しています。



市社協は、ウェルとばたに事務局を置いています。事務局は、総務部、施設部、地域福祉部、生活支援部、ボランティア・市民活動センター、北九州市社会福祉ボランティア大学校、権利擁護・市民後見センター、北九州シニアネットワークアカデミー（周望学舎・穴生学舎）で構成され、地域福祉を推進しています。

区社協には、事務所長、主事、事務職員、ボランティアコーディネーター、地域支援コーディネーター、生活困窮者自立相談支援員などを配属しています。



参考資料

北九州市地域福祉活動第六次計画 策定経過

北九州市地域福祉活動第六次計画は、地域福祉活動に関する社会福祉施設・団体、ボランティア、行政等との意見交換を重ね、今後5年間の本市の地域福祉活動の指針となる計画策定について、北九州市社会福祉協議会の常設委員会「総合企画委員会」で協議を行いました。

1 北九州市社会福祉協議会 総合企画委員会 委員名簿 (令和3年3月31日現在)

選出区分	所 属 名	役職名	氏 名	備 考
区社協運営 委員会委員	門司区社会福祉協議会運営委員会	委員	森川 裕久	
	小倉北区社会福祉協議会運営委員会	委員	金子 輝子	
	小倉南区社会福祉協議会運営委員会	委員	森 照男	
	若松区社会福祉協議会運営委員会	委員	結城 章生	
	八幡東区社会福祉協議会運営委員会	副会長	宮地 久男	
	八幡西区社会福祉協議会運営委員会	委員	久保田 雅晴	
	戸畑区社会福祉協議会運営委員会	副会長	中山 照美	
施設関係者	北九州高齢者福祉事業協会	副会長	村口 年治	
	北九州市障害者施設協議会	副会長	吉田 貴志	
	北九州市保育所連盟	副会長	松尾 副充	
企業・労働組合 関係者	北九州青年会議所	常務理事	木崎 良平	
	北九州商工会議所	会員・共済部長	里 村 勉	
	連合福岡北九州地域協議会	事務局長	遠藤 禎幸	
ボランティア・ NPO関係者	ボランティア・市民活動センター運営委員会 (北九州あゆみの会)	運営委員(理事長)	藤本 新二	
	北九州NPO研究交流会	運営委員	大石 真純	
民間団体 関係者	北九州市民生委員児童委員協議会	筆頭副会長	森野 恵子	
	北九州市老人クラブ連合会	副会長	富永 種春	
	北九州市婦人会連絡協議会	事務局	太田 康子	
行政関係者	保健福祉局地域福祉部地域福祉推進課	課長	平井 智久	
学識経験者	九州共立大学	名誉教授	古市 勝也	
	西南女学院大学	准教授	荒木 剛	

2 北九州市社会福祉協議会総合企画委員会での協議事項

	開催日	主な協議内容
第1回	令和2年8月3日	・近年の地域福祉の動向と地域福祉活動計画の意義について ・北九州市地域福祉活動第五次計画に基づく令和元年度（4年次）事業の点検・評価 ・北九州市地域福祉活動第六次計画の策定及び方針について ・北九州市地域福祉活動第六次計画策定に関する意見聴取について
第2回	令和2年12月7日	・北九州市地域福祉活動第六次計画の素案について ・北九州市地域福祉活動第六次計画の今後の策定スケジュールについて
第3回	令和3年2月9日～ 令和3年2月17日 （書面審議）	・北九州市地域福祉活動第六次計画の策定について ・計画の名称について

3 北九州市地域福祉活動第六次計画に関する意見聴取状況

北九州市地域福祉活動第六次計画を策定するにあたり、連携が必要となる社会福祉施設、関係機関・団体、行政等と共通の目標を持ち計画的に活動に取り組むため、各団体からの意見聴取を実施しました。

(1) 北九州市地域福祉活動第六次計画の策定に関する意見聴取

- 実施期間 令和2年8月～9月
- 意見聴取先 総合企画委員会委員選出団体
北九州市社会福祉協議会理事・評議員選出団体
北九州市内の校(地)区社会福祉協議会

(2) 北九州市地域福祉活動第六次計画(素案)に関する意見聴取

- 実施期間 令和2年12月22日～令和3年1月22日
- 意見聴取先 北九州市社会福祉協議会理事、評議員
市民への意見公募（パブリックコメント）



「みんなが安心して暮らせる 支え合いのまちづくり」

北九州市社会福祉協議会					
総務部	総務課・財務企画課	TEL	882-4401	FAX	882-3579
施設部	ウェルとばた管理課	TEL	871-6042	FAX	871-6043
	ウェルとばた総合案内	TEL	871-7200	FAX	871-7211
地域福祉部	地域支援課	TEL	882-4425	FAX	873-1351
	各区事務所	※下記に記載			
生活支援部	生活福祉課・自立支援課	TEL	873-1296	FAX	873-1351
	権利擁護課（権利擁護・市民後見センター「らいと」）	TEL	882-4914	FAX	882-2266
	生活福祉資金相談コーナー	TEL	882-4405	FAX	871-4585
ボランティア・市民活動センター	活動推進課	TEL	881-0110	FAX	881-9680
	研修課（社会福祉ボランティア大学校）	TEL	881-6321	FAX	881-6306
北九州シニアネットワークアカデミー	年長者研修大学校 周望学舎	TEL	591-2626	FAX	591-2629
	年長者研修大学校 穴生学舎	TEL	645-6688	FAX	645-6661
	穴生ドーム	TEL	645-6691	FAX	645-6661

区事務所（区社会福祉協議会）					
門司区	事務所（門司区社会福祉協議会）	TEL	331-3688	FAX	331-5994
	社協ボランティア・市民活動センター	TEL	322-2966	FAX	331-5994
小倉北区	事務所（小倉北区社会福祉協議会）	TEL	571-5452	FAX	571-9553
	社協ボランティア・市民活動センター	TEL	562-2051	FAX	562-2051
小倉南区	事務所（小倉南区社会福祉協議会）	TEL	951-5388	FAX	951-5391
	社協ボランティア・市民活動センター	TEL	951-5220	FAX	951-5391
若松区	事務所（若松区社会福祉協議会）	TEL	761-3422	FAX	761-3660
	社協ボランティア・市民活動センター	TEL	761-2208	FAX	761-3660
八幡東区	事務所（八幡東区社会福祉協議会）	TEL	681-6601	FAX	681-6013
	社協ボランティア・市民活動センター	TEL	662-0911	FAX	662-5671
八幡西区	事務所（八幡西区社会福祉協議会）	TEL	642-5035	FAX	642-5077
	社協ボランティア・市民活動センター	TEL	642-0407	FAX	642-5077
戸畑区	事務所（戸畑区社会福祉協議会）	TEL	871-3259	FAX	881-8557
	社協ボランティア・市民活動センター	TEL	881-8555	FAX	881-8557

